

平成 28 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 28 年 12 月 14 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 28 年 12 月 14 日 午前 9 時 00 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

1. 付託案件

- 議案第 64 号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 66 号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 67 号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 68 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第 69 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 70 号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 71 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 78 号 指定金融機関の指定についての議決の変更について
- 議案第 79 号 可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議につ
いて
- 議案第 80 号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について
- 陳情第 7 号 平成 29 年度税制改正に関する提言について

2. 報告事項

- (1) 公共施設等マネジメント基本計画及び第一期アクションプランの策定に
ついて
- (2) 可茂広域行政事務組合の解散について
- (3) 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について
- (4) 可茂広域行政事務組合解散後の事務承継について
- (5) 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ
いて
- (6) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- (7) 職員団体の登録に関する条例の制定について
- (8) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定取消しについて
- (9) 公共施設の利用制限等の見直しについての中間報告について

(10) 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

3. 事前質問

(1) 被災者支援システムについて

4. 協議事項

(1) 常任委員会での課題抽出について

(2) 行政視察について

5. 出席委員 (8名)

委員 長	伊 藤 壽	副 委 員 長	野 呂 和 久
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	中 村 悟	委 員	酒 井 正 司
委 員	澤 野 伸	委 員	大 平 伸 二

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	前 田 伸 寿	企画部長	佐 藤 誠
議会事務局長	吉 田 隆 司	総務部長	平 田 稔
総合政策課長	瀬 瀬 新 吾	税務課長	宮 崎 卓 也
会計管理者	高 野 志 郎	財政課長	酒 向 博 英
公有財産経営室長	渡 辺 聡	議会総務課長	松 倉 良 典
防災安全課長	日比野 慎 治	公有財産経営係長	只 腰 篤 樹

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書 記	服 部 賢 介	議会事務局 書 記	村 田 陽 子
--------------	---------	--------------	---------

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより総務企画委員会を開会いたします。

初めに、議案第64号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、執行部の方に申し上げますが、答弁する際には手を挙げて委員長の許可を得て、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） おはようございます。

それでは、議案第64号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、資料番号1、議案書の4ページ、それから資料番号4、議案説明書の1ページをお願いいたします。

これにつきましては、組織機構改革に伴いまして条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、健康福祉部を廃止いたしまして、福祉部及びこども健康部を新設するものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長が御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○総合政策課長（瀬戸新吾君） それでは、議案の4ページ、5ページと本日の委員会資料のナンバー1を使って説明をさせていただきます。

まず初めに、本日の委員会資料ナンバー1でございます。

部設置条例の一部改正についてということで、平成29年度の組織機構の再編についてでございますが、子育て支援を総合的に行います（仮）可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設が平成30年春に開館することに向けまして、開館時にスムーズな事務移行ができるように組織の見直しを行うものでございます。あわせて、住みごこち一番・可児の実現に向けて必要な組織の見直しを行うということでございます。

2の概要でございますが、条例改正の関連するところについての御説明をさせていただきます。

1つ目としては、こども健康部の新設でございます。市の子育て支援にかかわる主要な事業を所管する部署の組織を再編成いたしまして、こども健康部、新しい部を設置いたします。

また、総合的な子育て支援政策の推進や拠点施設の整備・管理運営、子供のいじめ防止や親支援などを行います、まだ仮称ではございますが、子育て支援課を新設いたします。

2つ目としまして、健康福祉部の再編としまして、現在ございます子育て拠点準備室を廃止しまして、所管しておる事務は新しい子育て支援課へ移管をいたします。

また、こども課、健康増進課、それからこども発達支援センターくれよんをこども健康部に移管をいたします。なお、児童手当などの転入や転出に伴って手続が必要な事務については、福祉課へ移管をいたします。

また、健康福祉部の再編に伴いまして、部の名称を福祉部といたします。

3番目でございます。市民部の所管する事務の移管としまして、子育て支援に係る部分と

ということで、家庭教育、それから子供いじめ防止、これについてこども健康部に移管をいたします。

2枚目のほうへ入りまして、現在と再編後の移行の状況を御説明したものでございます。

市民部から子供のいじめ防止、家庭教育がこども健康部に移るということ、それから健康福祉部の事務が福祉部とこども健康部の2つに分かれることでございます。

議案書の4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。

部の設置ということで、第1条でございますが、改正前の健康福祉部が改正後で福祉部とこども健康部になります。

第2条の分掌事務でございます。福祉部においては社会福祉に関すること。こども健康部が所管する事務は除きます。

それから、5ページのほうへ行きまして、改正後のイとウですけれども、イについては介護保険に関すること、ウについては国民健康保険及び国民年金に関することございまして、この部分は変更ございません。

こども健康部の所管事項としましては、子育て支援に関すること、保育に関すること、児童及び家庭に関すること、市民の健康及び地域医療に関すること。このような形で条例の改正をお願いしたいと思います。

最後に、A3の大きい資料がございます。

これは、現時点の組織の案でございますが、部については今回の部設置条例で規定をいたします。課や係については行政組織規則で規定をしております。この現在の案をベースにして、今後、最終調整をして決定をしていく予定でございますが、本日、条例改正関係部分でこのA3の表を見ていただきますと、表面の下のほうで、健康福祉部が福祉部となっております。また、福祉課の事務を見ていただきますと、福祉課の事務の一番下のところに児童手当、児童扶養手当といった手当の部分が新たに入ってきております。

裏面に行っていただきますと、一番上のところに新設のこども健康部がございまして、現時点では課として3つの課を予定しております。子育て拠点準備室は廃止となります。

一番上の子育て支援課の中に、右側の主な事務分掌を見ていただきますと3行目、家庭教育学級や乳幼児学級、子供のいじめ防止、こういった事務が市民部から移ってくる事務として予定しております。

部設置条例に関する変更部分は以上でございまして、それ以外にも組織の変更は予定をしておるところでございます。

条例の改正の説明としては以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第64号に対する質疑を行います。

○委員（澤野 伸君） 済みません、おはようございます。

104係から109係に5係ふえるわけなんですけれども、再編で人員の再配置がかかると思うんですけれども、5係ふえるということで、いわゆる手薄になるような心配もちょっと出てくるんですね。ほかから人員を回して削られると、当然今までやってきた業務の内容につ

いて不足が生じたりというような、そういう意味合いで、今後採用をふやすとか、そういうことで対応するとか、何かその辺のところの中身をちょっとお聞かせいただけませんか。

○市長公室長（前田伸寿君） 人員配置につきましては、人事を秘書課のほうで行っております。定員管理計画というものを定めておまして、その中で職員採用は行っております。

2年前かな、職員定数条例を改正させていただいて、再任用も含めて今後職員は増加していくというような形で改正させていただきましたので、その中で職員は採用して配置していくということでございますので、特にこの機構がかわって、新たに職員を採用するということとはございませんので、あくまでも定員管理計画に即して採用していくというところでございます。

○委員（酒井正司君） 質問というほどじゃないんですが、こども健康部というネーミングですが、子供というのが頭に出てくると、どうしても子供に限った課のような印象を受けるわけですね。そこに健康増進課があって、各種健康診査とか生活習慣病、特定健診、いわゆる高齢者にかかわるようなことも少し入ってくるんですが、こども健康部というネーミング、何か中黒を入れるとかね、市民にもう少しわかりやすいネーミングがなかったかなという印象と、それと健康増進課をもう一つ子供と成人と分けるようなアイデアというのはなかったでしょうかね。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 部の名称については、我々もいろいろ悩んだところでございますが、やはり子育て支援にかかわる部分をここで、特にワンストップサービスのような形を意識して、子供というのを特に強調したところでございます。

それと今回、健康・医療の部分に移すということで、それを合わせたような名称でございます。御指摘のような印象を受ける部分もございますが、この名称でいきたいというふうに考えております。

2点目は、健康増進課を分割したらどうかということでございますね。それについては、今後、状況によって事務量の増加ですとか、分割によってより効果的に事業が展開できるような状況になれば、またそういったことも検討していくということになりますが、現時点では特に分割ということは考えていない状況でございます。

○委員（中村 悟君） 質疑というより、簡単に教えてもらいたいんですが、資料1の2枚目についておる組織機構の再編案についてというところのページで、市民部からこども健康部に行く子供のいじめ防止とか家庭教育というのは、具体的にいうと、現状の組織でいうと何課になるんですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 家庭教育については地域振興課、子供のいじめ防止については人づくり課が所管をしております。以上です。

○副委員長（野呂和久君） 条例の改正前の第2条のところ、健康福祉部のアの地域福祉に関することという改正前に対して、その改正後の地域福祉に関することという文言が消えている、しっかりと読み切れていないのか、ちょっとその辺も含めてお願いしたいんですけど。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） この地域福祉につきましては、社会福祉に含まれるというこ

とで、今回の条例改正に伴って整理をいたしました。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） 済みません、私のほうから一つよろしいですか。

先ほど子供のいじめ防止に関する事務が出ましたが、これは駅前の子育て拠点施設に部が移動するというので、市役所内、例えばほかの組織、教育委員会等との連携には問題ないでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 子供のいじめの防止については、現在は人づくり課が所管しておりますけれども、こども課ですとか、それから学校、教育委員会と連携をして対応しております。所管が移りますけれども、今後の対応についても連携していくことについては支障ないというふうに考えております。以上です。

○副委員長（野呂和久君） 今回、こども健康部ということで、子供ということ部名称の冠につけたということで、平成 30 年の拠点施設に備えてということなんですけど、こういう形で部にしたということで、行政側としてのアピールといいますか、今後こういう方向性でやっていくんだよという、何かそのメッセージ性のものであればお願いしたいと思います。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） この可児駅前につくります施設については、子育て・健康・にぎわい空間施設ということで、市としては平成 30 年春のオープンを目指しているわけですが、やはりその子育て支援にかかわる行政サービスをワンストップで提供できるような体制をつくっていくというようなことで、市が子育て支援を強力に推進しておるということアピールする施設というふうに位置づけをしております。以上です。

○委員（可児慶志君） 先ほど酒井委員が言ってみえたことに関連するんですが、ネーミングが子供で始まっちゃっているんで、高齢者の方々が自分たちが疎外されているというか、軽視されているんじゃないかという印象を持たれるかもしれないわけなんで、そこに対する配慮を、今ネーミングという形で言われたんですけども、運営方法とか、施設の中にコーナーができるとか、何らかの形で高齢者に対する配慮がされているよというところを表現をうまくしてもらう方法は何かないんでしょうかね。

このままだと、子供がかなり中心になっている印象を受けてしまうんで、高齢者ばかりじゃなくて、拠点施設については多世代間交流というのを基本的にはしているはずなんですよね。それがテーマに入っているはずなんで、高校生だとか、母親だとか、そういった人たちまで入っているんで、こういうところもうちょっと工夫をしてもらいたい。今後の課題であろうと思うんですが、ぜひ、今ここですぐの回答はできんだろうけど、運営を実際にするまでの間には、ぜひその辺を配慮してもらいたいなという感じはします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） わかりました。確かにこの拠点施設の中には、児童センターのような子供向けの施設もありますし、また健康スタジオのような全世代を対象としたものもあれば、広場ということで、世代にかかわらず使ってもらえるような交流のスペースもありますし、さまざまな場所がございますので、今、可児委員が御指摘の点については、今後の管理運営の中で生かしていけるように、また担当部署に伝えたいと思います。ありがとう

ございました。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑ないようですので、続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言がありませんので、討論を終了いたします。

これより議案第 64 号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 64 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 66 号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） では、よろしく願いいたします。

それでは、資料番号 1 の議案書 33 ページをお開きください。あわせて資料番号 4 の議案説明書 2 ページをお願いいたします。

議案第 66 号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、国の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて一般職の特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率を改正するものでございます。

議案書のほうの 33 ページをお願いいたします。

第 9 条の 2 において、6 月期と 12 月期に支給する支給率を 100 分の 157.5 から 100 分の 162.5 に改めるというものでございます。0.1 カ月上乗せするというものでございます。また、あわせて別表の給与月額 1 号給、2 号給をそれぞれ記載のとおり改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 66 号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言がないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

ございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、発言がありませんので、討論を終了いたします。

これより議案第 66 号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第 66 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 67 号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、よろしく願いいたします。

議案書の 35 ページをお願いいたします。それから、資料番号 4 の議案説明書 3 ページをあわせてお願いいたします。

議案第 67 号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、同じく人事院勧告に基づき、国家公務員の勤務時間、給与等の改定に準じて介護休暇等に関する規定を改正するものでございます。

それでは、議案書のほうをお願いいたします。

第 8 条の 2 において、新たに育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の条見出しを設けまして、1 号から 2 号に掲げる職員から請求があった場合に、公務に支障がなく、規則の範囲内で早出、遅出勤務をさせることを規定するものでございます。また、同規定につきましては、第 15 条第 1 項に規定をします介護休暇についても準用いたします。

36 ページに入っておりますのでお願いいたします。

早出、遅出に関する必要な手続、事項については規則で定めるということでございます。

37 ページの第 11 条でございます。

休暇の種類、こちらに介護時間を新たに追加するというものでございます。

その下、第 15 条、介護休暇につきましては、従前は介護を必要とする一つの継続する状態ごとに連続する 6 カ月の期間内であったものを、今回の改正によりまして、一つの継続する状態ごとに 3 回を超えず、かつ通算して 6 カ月を超えない範囲内で取得できるように改正をするものでございます。

それから次に、介護時間の新設でございます。第 15 条の 2 において、介護時間を新たに設けるものでございます。職員が要介護者の介護をするため、連続する 3 年の期間のうちにおいて、1 日の勤務時間の一部につき勤務をしないことが相当である場合に休暇取得できる

ということを規定するものでございます。取得する場合については、1日2時間を超えない範囲で必要と認められる時間ということで規定をするものでございます。

施行につきましては、平成29年1月1日からの施行ということで、附則の2で経過措置を規定しておりますが、こちらにつきましては、現在、旧の条例で介護休暇を取得中の職員について、施行日以後も6カ月の期間が当然ながら経過していない期間の部分については、新しい条例を適用するということの規定でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

○委員（酒井正司君） 目玉は第11条の介護時間をつけ加えたことなんですが、それで、第15条の2第2項、1日につき2時間を超えない範囲という規定なんですが、これは何で2時間なんですかね、根拠は。

○市長公室長（前田伸寿君） これについては、市独自ではございませんので、この部分についても国の規定に準じて2時間としております。

現在、介護以外で育児休暇というのが、部分休業というのがありますけれども、これについても今、1日2時間という形で運用しておりますので、育児・介護それぞれ合わせて、1日につき2時間という形での改定になるということで理解しております。

○委員（酒井正司君） 今度の改正とは直接関係ないと思うんですが、年次有給休暇でしょうかね、これの取得というのは、どれだけの単位になっていきますか、最低単位は。

○市長公室長（前田伸寿君） 取得できる時間ということでいいですかね。基本的には15分刻みだったかと……。

○委員（酒井正司君） 例えば半日、まとめてだとか。

○市長公室長（前田伸寿君） 時間で取得できますので、15分単位という形で覚えていますので、通常午後5時15分までの勤務ですけど、15分の早退ということはありません。

○委員（酒井正司君） 年次有給に充てられるの。

○市長公室長（前田伸寿君） そうです。年次有給休暇として15分の早退をとるとというのが一番最短時間。5分、10分単位というのはございませんので、15分からという。

○委員（酒井正司君） ごく一般の私用の休暇はそれだけフレキシブルに細かい規定があるのに、何で2時間かということなんですよ。

○市長公室長（前田伸寿君） 済みません、これは2時間きっかりではなくて、2時間を超えない範囲でございますので、最大2時間という御理解でお願いしたいと思いますので。

○委員（酒井正司君） じゃあ、何で最大2時間に切らないかんのでしょうか。

○市長公室長（前田伸寿君） 基本的には公務に支障が出ないという範囲の中で2時間という設定をしておるところでございます。

○委員（酒井正司君） 何か一般の年次有給休暇より制限が厳しいような印象を受けるんですが、いかがですか。2時間を超えちゃいかんというのは、介護なんていうのは、そんな、非

常な病状とかそういうケースって、緊急のケースってあり得るでしょう。

○市長公室長（前田伸寿君）　今回は、介護休暇とは違って介護時間の新設でございますので、介護休暇というのは、先ほど改正の中で申し上げましたように、長期間、6カ月を超えない範囲内で休暇をとって、一つの介護につき3回で年間6カ月とれるといった介護休暇というのが新たに制度が設けられておりますので、これはあくまでも1日のうちの介護の必要な部分で2時間の範囲内で休暇をとるという形でございますので、そこら辺の制度だということ御理解いただきたいと思っております。

○委員（可児慶志君）　育児休暇だとか、介護休暇、あるいは介護時間でこういう新しい制度をつくられるということは、基本的には賛成なんですけど、ただ、一般市民からいうと、非常に可児市民の中では、ここまで役所の職員ほど厚遇されているところはないという、ある種のひがみとか意見もあつたりします。この辺は、職員の中で謙虚にその辺の市民の感情というのを受けとめて日常勤務されているかどうかということ再度確認させてもらいたいと思っております。

結構厳しいんですよ。残業しない、午後5時になってぴたっと帰っていくって、本当に市役所の職員ってまともに仕事をしているのかというぐらいの批判をする人もいます。だから、市民から見たら厳しい目もあるということ十分承知して勤務のほうをしてもらいたいということをおもうんですが、その辺を改めて、わずかな改定の部分ですが、もっとさらに引き締めて勤務に励んでもらいたいということをおもいますが、どうですか。

○市長公室長（前田伸寿君）　当然ながら、今言われたことはごもっともでございますので、全職員に対しても、市民感情も含めて、そういった意識は持たせるように日ごろ指導しておりますので、また介護時間を取得する職員についても、その旨は指導しながら取得してもらいたいと思っております。

○副委員長（野呂和久君）　言葉の説明をお願いします。

第8条の2の2号、小学校、義務教育学校の前期課程とありますが、この義務教育学校の前期課程というのはどの範囲のことを指しているのか、お願いします。

○市長公室長（前田伸寿君）　この35ページ、第8条の2の2号でございます。ここで小学校、義務教育学校の前期課程またはとあります。この義務教育学校の前期課程といいますのは、基本的に小中一貫校の、小中一貫校ですと通算して9年になりますけれども、前期というのは小学校部分に当たる6年間、この部分がこの義務教育学校の前期課程というものに当たります。

○委員（林 則夫君）　今、役所に花金の特典というのは何かありますか。

○市長公室長（前田伸寿君）　済みません、花金というのは、金曜日の夕方という意味ですか。特段、そのようなことは設けておりません。

○委員（林 則夫君）　現在はないわけね。

今、国会で話題になっておるんですが、新型の花金ですね。プレミアムフライデー、何かありますね。午後3時になったら帰って買い物しなさいとか、遊びなさいとかということに

なるわけなんです、それが実施された場合は、直ちに市に対しても導入していくような考えはありますか。

○市長公室長（前田伸寿君） 今のところ、申しわけありません、そのことについては検討していないというのが実情でございます。

○委員（林 則夫君） はい、わかりました。

○委員（澤野 伸君） 第 15 条の関連で、改正前の第 2 項から、新しく改正の第 15 条第 1 項のほうの要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとにとということで、前項にはない、要介護者のということで、要介護度によって状態が変わった場合には、この継続する状態ごとというのが、要介護の状態のことをあらわすのか、ちょっとその辺の解釈を教えてくださいませんか。

○市長公室長（前田伸寿君） この介護を必要とする状態ということにつきましては、介護認定等で要介護度というのを判定しておりますけれども、基本的にはこれとは連動はしていないということで、あくまでも申し出の中で判断していくという格好になろうかと思えます。

○委員（澤野 伸君） そうしますと、その一の継続する状態ごとにとというのは、その状態は何で判断していくんでしょうか。

○市長公室長（前田伸寿君） 介護といいましてもいろいろございますので、実際にその介護認定がおりの程度の介護とか、実際にけがをして、歩行が困難になって、骨折等ですね。自分で医者へ行くのができないと。どうしても家族の助けがないと医者に通えないといった場合について、それは通院すれば治るといような病気等もございまして、そういったものも含めて、この介護休暇の対象にしておりますので、そういった申し出の中で判断していくという格好になろうかと思えます。

○委員（澤野 伸君） 例えば、要介護 3 以上の状態で、ずうっと同じ状態が続く場合だと、これは状態ごとの一つとしてカウントされるのか、例えばさらに要介護度が上がってしまって、またさらに違う状態だというふうにこれは捉えられるのか、今、要介護度と連動しないとおっしゃったんですけれども、例えば要介護 3 以下のときに、歩行が困難な部分になったときに、一つ状態として認められて、さらに寝たきりになったということになると、状態が変わったというふうな判断でもう一回とれるとか、これは状態の判定というのはどういうものなのかなと思ひまして、もう少し教えてくださいませんか。

○市長公室長（前田伸寿君） 基本的に 1 人の要介護者、具体的に言うと親がそういう介護が必要であったという場合について、その方が同じ症状、病気の場合については、一つの継続する状態という形で捉えますので、その方のために介護休暇を取得した場合について、その方が寛解、要は介護が必要でなくなった状態にこの状態が切れますので、同じ症状、病気で引き続き重くなったとしても、この介護状態は続きますので、どの状態で介護休暇を取得するかというのは、本人の選択という形になります。

○委員（酒井正司君） 第 15 条の頭で要介護者という言葉が今回初めて出てきたわけですが、この要介護者という表現だと、いわゆる要支援はどうなるのよという、そちらの制度との混

同が置きやすいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○市長公室長（前田伸寿君） 言われた御指摘についてはごもっともかなというふうには考えております。基本的には、職員の介護休暇の中で、こういった表現を国のほうからの準則も交えて表現をしておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○委員（酒井正司君） この用語にされる過程はあったと思うんですが、ただ、そう思われませんか。要支援と混同するということ。要介護になっていないと該当しないよと。支援の段階ではだめだよというふうでとられかねないじゃないですか。

○市長公室長（前田伸寿君） これは、先ほども申し上げましたけど、基本的にあくまでも職員の介護休暇に関する規定でございますので、そこら辺は申し出のあった段階で人事として判定していくという形になりますので、あくまでも一般市民の方がこの条例を使ってということではありませんので、お願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） 同じ第 15 条のところで、職員が要介護者の介護をするためということで、その要介護者の範囲について、配偶者、父母、子、配偶者の父母とあります。その後のその他市の規則で定める者とありますけれども、その規則で定める者の範囲というのは、特に変わりはないでしょうか。

○市長公室長（前田伸寿君） 今回の条例の改正によって、規則の改正が必要かどうかも含めて判断してまいりますので、基本的には今のその範囲内というふうで考えております。

○委員（大平伸二君） 大変いい制度だと思うんですが、ただ 1 点お聞きするのが、早出、遅出という時間に関して規定を言ってみえるんですけれども、予定どおりいかない場合が介護の場合あるんですが、昼間の時間帯もあるんですが、それは随時対応していくという考え方なんですかね。予定どおりいかない場合があると思うんですが、介護の場合。例えば、昼間にどうしても抜けるんだと、1 時間、2 時間。それは適用されるんですか。

○市長公室長（前田伸寿君） 今、多分、大平委員が申されたのは、1 日のうちに 2 時間、昼休みの近辺で介護が必要になった場合ということでございますので、そういったケースにつきましては、遅出、早出ではなくて、先ほど新たに設けたという説明をしましたが、介護時間を取得してほしいということ。1 日のうちで 2 時間という形の介護時間を使っていただく。

この遅出、早出というのは、基本的に介護時間を使わずに、要は 1 日の勤務時間、7.75 時間の開始を遅くしたり早くしたりするという制度でございますので、その介護時間を取得するという制度とはちょっと異にしていますので。

要は、フレックスな形の制度です、遅出、早出というのは。1 日の勤務時間は通常どおり、正規と同じ時間を勤めていただくという制度でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑がある方。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第 67 号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第 67 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 68 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、資料番号 1 の議案書 39 ページをお願いいたします。同じく資料番号 4 の議案説明書 3 ページもあわせてお願いいたします。

議案第 68 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の期末手当及び勤勉手当を年間で 0.1 カ月分引き上げることに伴い、可児市議会議員の期末手当を 0.1 カ月分引き上げる支給率の改定をするものでございます。

それでは、議案書の第 1 条をお願いいたします。

12 月期の支給率を 100 分の 217.5 から 100 分の 227.5 に改定し、次のページの附則の 2 でございます。この改正については、平成 28 年 12 月 1 日から適用をするというものでございます。したがって、平成 28 年度分の手当については、12 月期で一度に上乗せをして支給するというところでございます。

それから、前のページからの第 2 条、こちらにつきましては平成 29 年度分以降の上乗せ分について改正をしております。年間で 0.1 カ月分上乗せします。平成 29 年度以降につきましては、6 月期と 12 月期でそれぞれ 0.05 カ月分ずつ上乗せをする改正をするというものでございます。

この改正につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

附則の 3 では、旧の条例で支給した手当につきましては、施行後の期末手当の内払いとするということの規定でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより議案第 68 号に対する質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 条例の附則の 2 ですが、こういうのはありなんですか、遡及するというのは。

○市長公室長（前田伸寿君） はい、ございます。

これは昨年もそうですけれども、やっぱり民間に即して期末手当が上がったり下がったりします。この部分について、下がる場合についてはちょっとまた別な指標がありますけれども、上がる場合については基本的に遡及してという形で施行するというところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第 68 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 68 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 69 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、資料番号 1 の議案書 41 ページをお願いいたします。

あわせて資料番号 4、議案説明書の 4 ページをお願いいたします。

議案第 69 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の改正趣旨、それから改正内容、施行日等につきまして、先ほどの議案第 68 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと全く同様でございます。よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 69 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第 69 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 69 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 70 号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） では、よろしく願いいたします。

資料番号 1 の議案書 43 ページをお開きください。それから、あわせて資料番号 4 の議案説明書 4 ページもお願いをいたします。

議案第 70 号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の給料表及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

では、第 1 条の改正後の第 10 条、初任給調整手当でございます。

第 1 号で医療業務に従事する医師について、それから第 2 号で医学または歯学に関する知識を必要とする者について、月額を改正するというものでございます。記載のとおり 1 号については 41 万 3,800 円、それから 2 号については 5 万 600 円という改正でございます。

それから、次のページの第 15 条、給与の減額でございます。

こちらにつきましては、職員の休暇の種類に介護時間が追加されたことに伴って、給与の減額対象に介護時間を新たに加えるということの改正でございます。

45 ページをお願いいたします。

第 22 条第 2 項第 1 号の勤勉手当につきまして、人事院勧告に伴う国の改定に準じまして年間で 0.1 カ月上乗せをするというものでございまして、12 月期でその分を上乗せをする改正をしております。

同じく第 2 号につきましては、再任用職員の改正でございます。

再任用職員につきましては、年間で 0.05 カ月上乗せする改正でございます。

それから、46 ページをお願いいたします。46 ページの付則第 16 項でございます。

こちらの記載につきましては、55 歳以上の職員が 100 分の 1.5 の減額規定がございます。その規定を改正するものでございます。

それから、ページ中段、第 2 条でございます。

給料月額を平均で 0.2%程度引き上げるというものでございまして、53 ページから 63 ページまでのとおり、給料表の改正をするというものでございます。

それから、その下の第3条の四角でございます。

第11条で扶養手当の改正をするものでございます。

今回の改正によりまして、子と孫の扶養手当の額が変わってまいりますので、今まで一緒に子と孫を規定しておりましたが、今回の改正で2号と3号で子と孫それぞれ区分けをする改正をここでしております。

それから、47ページをお願いいたします。

47ページにつきましては、扶養手当の平成30年度以降の改正の内容を記載しております。平成29年度の扶養手当の改正の部分につきましては、後ほど説明いたしますけど、51ページの付則のほうでその内容を規定いたしております。

扶養手当の月額につきましては、子以外の扶養親族につきましては1人につき6,500円の支給、子の扶養手当につきましては1人当たり1万円を支給するというので改正をするものでございます。

それから、47ページの下段、第12条第2項から49ページの中段まででございます。

こちらにつきましては、号ずれの修正、それから文言の整理をするというものでございます。

次に、49ページの第22条第2項でございます。

第1号では職員の勤勉手当につきまして、6月期と12月期それぞれ0.05カ月分ずつ上乗せをする支給率ということで、100分の85を支給するというので改正をするものでございます。

それから、50ページをお願いいたします。

第2号では再任用の規定でございます。再任用につきましても、平成29年度以降については、6月期、12月期それぞれ0.025カ月分ずつ上乗せする支給率ということで、100分の40ということで改正をするものでございます。

その下の付則第16項につきましては、55歳以上の職員、100分の1.5の減額規定を改正するというものでございます。

それから、51ページの附則でございます。

この条例につきましては、公布の日から施行すると。ただし、第1号で第1条中の第15条の改正規定につきましては、平成29年1月1日の施行。第2号で第3条の規定については、平成29年4月1日の施行とするものでございます。

それから、第2条におきましては、給与支給について、改正前の支給については内払いとすることの規定をしているものでございます。

それから第3条では、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例ということで、平成29年度中、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の扶養手当の特例ということで、ここは定めております。その内容につきましては、配偶者については1万円の支給、子については1人当たり8,000円の支給ということでございますが、ただし、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円を支給するということに

なるものでございます。それから、その他の扶養親族につきましては、1人につき6,500円の支給となりますが、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうちの1人については9,000円の支給となることを規定するものでございます。

そのほか、平成29年度の扶養手当の支給について、扶養手当を支給している場合、支給していない場合について、扶養手当の要件が該当した場合、該当しない場合等、金額以外の部分について経過措置の適用を後段で説明しております。

それから、第4条については、必要な事項については規則で定めるということでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第70号に対する質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 46ページの第11条第2項の(3)を新設された理由は何でしょうか。

○市長公室長（前田伸寿君） 確認ですけど、46ページの第3条の改正後の(3)。

〔「11条の2の(3)」の声あり〕

済みません、これは先ほどの説明の中で申し上げましたけれど、改正前は第11条第2項の(2)で、子供、孫という両方を一緒に規定しているんです。今回の扶養手当の改正によって、子と孫の扶養手当の支給額が変わってまいりますので、今回改めて子の規定と孫の規定と分けたと。

○委員（酒井正司君） それで分けてあるんだな。

○市長公室長（前田伸寿君） そうです。金額が変わってきますので、後の整理の中でそれぞれ金額が別になってまいりますので、今回改めて子と孫を分けたということでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方、お願いいたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第70号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第70号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書 64 ページをお願いいたします。議案説明書は引き続き 5 ページの一番下の段になります。

議案第 71 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、地方税法の改正及び外国居住者等所得相互免除法の改正に伴うものでございます。

詳しい改正内容につきましては、税務課長から御説明いたしますのでお願いいたします。

○税務課長（宮崎卓也君） 説明いたします。

まず、提出議案説明書の 5 ページから 6 ページのほうをごらんください。

今回の改正趣旨といたしましては、先ほど総務部長のほうから説明がございました 2 点ございます。

1 点目は、地方税法の改正に伴いまして、軽自動車税の課税の特例、これはいわゆるグリーン化特例と言われているものでございますが、この特例につきまして、平成 28 年度 1 年限りでございました適用期間、これを引き続きもう 1 年延長するというものでございます。

2 点目は、平成 27 年 11 月に日本と台湾の民間団体、具体的には日本側は公益財団法人交流協会というところ、それから台湾側は亜東関係協会というところの間で、日台民間租税取決めが締結されました。これを受けまして、国のほうで外国居住者等所得相互免除法を改正いたしました。これに伴いまして、今回、利子所得及び配当所得に係る市民税の課税の特例を設けるというものでございます。

改正内容でございます。

議案書の 64 ページをごらんください。

付則第 17 条の規定でございますが、こちらは電気自動車、ハイブリッド車、その他燃費性能がすぐれたガソリン自動車、これらを新規で登録して取得した場合に、翌年度の軽自動車税を燃費性能に応じて軽減するという特例措置がグリーン化特例の規定でございます。現行規定におきましては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 年間の間に新規登録いたしました該当軽自動車につきまして、平成 28 年度の軽自動車税を軽減するという規定でございましたのを、今回の改正によりまして、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新規登録した該当軽自動車についても、平成 29 年度の軽自動車税を軽減することとしたものでございます。

なお、委員会資料のナンバー 2 をごらんください。

こちらのほうにグリーン化特例適用車及びその税額についての一覧表を添付いたしました。

これで少し説明いたしますと、今の付則第 17 条が、今回改正がございますのが第 2 項、第 3 項、第 4 項でございますが、まず第 2 項に該当する軽自動車といたしますのは、先ほど少し説明しました電気自動車、天然ガス自動車でございます。これにつきましては、グリーン化特例によりまして、税額がおおむね 75%軽減される。それによりまして、この右端の欄の軽減後の税額となってくるということになっております。

それから、第3項、第4項に該当する軽自動車といたしましては、これはハイブリッド車を含むガソリン車でございまして、この表にございますのは燃費性能と排ガス性能に応じまして、第3項に該当する軽自動車はおおむね50%、それから第4項の軽自動車がおおむね25%の税額が軽減されるということで、右端の欄の軽減後の税額となるものでございます。これがグリーン化特例でございまして、これを1年間延長いたしますという規定でございまして。

次に、議案書の65ページのほうをごらんいただきまして、付則第24条の2でございまして。

この規定は、租税条約のない外国との間におけます利子所得と上場株式等の配当所得に係る個人市民税の特例を定めるというものでございます。

なお、この規定に該当する外国といたしましては、これは政令で台湾が指定されております。そもそも利子所得と配当所得につきましては、現行制度においては原則的に源泉分離課税、源泉徴収により5%の県民税を源泉徴収いたしまして、これは住民税についての話なんですけど、5%の県民税を源泉徴収いたしまして、そのうちの約5分の3を利子割、配当割交付金として県から市へ交付されるという仕組みになっています。これが現行制度の原則的な仕組みでございまして、今回の日台民間租税取決めによりまして、台湾から日本の居住者が支払いを受ける利子、配当などに係る租税について、源泉徴収することが制限されました。それを受けまして、今回、国のほうで外国居住者等所得相互免除法の改正が行われまして、外国、今回の場合は台湾ですけれども、外国から日本の居住者が支払いを受ける利子、それから上場株式等の配当に対しましては、住民税の源泉徴収の規定はまず適用しないということとした上で、申告分離課税、要は申告による分離課税により3%の市民税所得割を課すということをされました。ちなみに県民税は2%でございまして、合わせて5%でございまして。今回の条例附則、この第24条の2の改正は、今のその申告分離課税の規定を追加したものでございます。

規定内容としましては、その65ページ、第24条の2第1項のほうは利子所得に対する申告分離課税の規定、それから66ページに移りまして第2項は、今の第1項の規定を適用する場合の関係規定の読みかえ規定でございまして。

それから67ページ、第3項が、これは配当所得に対する申告分離課税の規定です。

それから、68ページの第4項は、この配当所得については総合課税との選択性とする旨の規定でございまして。

それから、第5項が今のその第3項の規定を適用する場合の関係規定の読みかえ規定というふうになっております。

次に69ページ、第24条の3の改正でございまして、こちらのもともとは第24条の2として、従前から存在していた条文でございまして、そもそもこちらは租税条約締結国との間における同様の規定でございまして。今回の改正において、この新規で、先ほど説明いたしました第24条の2を追加したことによりまして、従前からありましたこの第24条の2が第24条の3として繰り下がりました。それに伴いまして、その引用条項と条文整備を行って

いるものでございます。

74 ページをごらんいただきまして、施行日は平成 29 年 1 月 1 日でございます、施行日以後に支払いを受けるべき利子、配当について適用するということになっております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 71 号に対する質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

質疑はございませんか。

ちょっと私のほうからよろしいですか。

先ほど資料としていただきましたけど、軽自動車の軽減ですね、その税額は約どのぐらいになりますかね。それぞれの項目で軽減額がわかれば教えていただきたいと思います。

○税務課長（宮崎卓也君） グリーン化特例というのは平成 28 年度から始まった制度ですので、平成 28 年度の実績ということで、少し数字を上げさせていただきます。

それぞれ項目というのは、第 2 項、第 3 項、第 4 項のことだと思いますが、第 2 項の 75%軽減の軽自動車、これは 1 台該当がございました。それから、50%軽減の軽自動車は 810 台、それから 25%軽減の軽自動車は 798 台ございまして、合計で 1,609 台ですね。今のところ、平成 28 年度課税分として該当したグリーン化特例の実績として 1,609 台ということでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） およそどのぐらいの税額が軽減されるかというのはわかりませんか。

○税務課長（宮崎卓也君） 税額としては、トータルでよろしいですかね。

○委員長（伊藤 壽君） はい。

○税務課長（宮崎卓也君） トータルで軽減された減税額といたしましては、約 650 万円ぐらいが軽減されております。

○委員長（伊藤 壽君） はい、ありがとうございます。

もう一つ、済みません。今回新設されました第 24 条の 2 ですか、これに該当するようなものは出てくるでしょうか。

○税務課長（宮崎卓也君） 実際のところ、配当所得とか利子所得というのは、そもそも分類されてきませんので、一体台湾との取引がどのぐらいあるかというデータそのものはございません。ですから、実際どの程度なのかというのは出てきてみないとわからないんですけども、これはインターネットとか、ほかの市町村のお話なんかもいろいろ聞いていますと、余り該当はないのではなかろうかというような予想ではございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑はないようですので終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第 71 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 71 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 78 号 指定金融機関の指定についての議決の変更についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○会計管理者（高野志郎君） それでは、議案書 1 の 88 ページと説明書 4 の 8 ページの下段のほうにありますけれども、議案第 78 号 指定金融機関の指定についての議決の変更について御説明申し上げます。

この議決につきましては、昭和 57 年 12 月 21 日に議決をいただいておりますものを、指定金融機関の交代時期について 4 月 1 日と議決いただいておりますけれども、この時期は出納整理期間ということで、新旧年度の会計、公金を扱わせていただきまして、一時的に業務が集中し繁忙になるということ。また、市も金融機関についても 4 月 1 日付での人事異動がありまして、業務上での引き継ぎ漏れ等のリスクが考えられることから、今回交代時期を 10 月 1 日に変更するものです。具体的には現在の指定金融機関である東濃信用金庫の期間につきまして、平成 29 年 3 月 31 日までを半年後の平成 29 年 9 月 30 日まで延長し、以後、交代の始期を 10 月 1 日から 2 年間ごとに交代するという事で変更をお願いをするものです。以上であります。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 78 号に対する質疑を行います。

○委員（大平伸二君） 指定金融機関が変更ということで、現在の東濃信用金庫と十六銀行との調整はよろしいんですかね。

○会計管理者（高野志郎君） 以前より、銀行のほうからは、先ほど述べた理由等によって 10 月 1 日から変更したいという話をいただいていたということです。

ことしになりまして、正式に文書で交代を要望されたという経緯もありますので、その調整も当然させていただいておりますので、問題なくやらせていただくと考えています。

○委員（大平伸二君） あともう一点ございますけど、これは可茂衛生施設利用組合等、ほかの組合の関係も出てくると思うんですが、その辺は公的機関との影響というのは出てくるんですか。

○会計管理者（高野志郎君） 今、会計課で伝票処理、事務を行っておるのが、先ほど言いました可茂衛生施設利用組合、それと可茂公設地方卸売市場組合、それと可児川防災等ため池

組合、この3つの機関の伝票処理もうちのほうでやらせていただいております。

今回の時期の変更によって影響があるのは、可茂公設地方卸売市場組合につきましては、指定管理でめぐみの農協が交代制をとらずにやってみえますので影響ありませんし、可児川防災等ため池組合については指定管理者制度がありませんので、指定金融機関はありませんので、これは問題はないと思います。ただし、可茂衛生施設利用組合につきましては、もともと指定金融機関についても可児市に準じて行っていますので、今回議決をいただけることになると、可茂衛生施設利用組合の議会のほうでもこの変更をお願いすることになると思います。

可児市の議会では議長が組合議会議員ということで出席をいただくわけなんですけど、12月にこの指定金融機関の交代時期の変更についての議決をされるというふうに思っています。それ以後は影響はないというふうに考えております。

○委員（大平伸二君） 組合のほうでスムーズにやっていただけるということによろしいですね。

もう一点、済みません。続きまして、これによって指定金融機関が変わるということで市民の皆さんには影響は出てくるのか出てこないのかということでお伺いしたいんですが。

○会計管理者（高野志郎君） 今回、指定金融機関が変わることによって、市民の皆さんには影響はないというふうに思っております。

県下21市中11の市が交代制をとっておるわけなんですけど、そのうち8市が10月1日に交代をしております。土岐市がことしから10月1日にされたということで、ちょっとお聞きしましたが、市民の方にも何ら影響はなかったということを知っていますので、それについて影響はないというふうに考えております。以上です。

○委員（酒井正司君） 条例改正をちょっとはみ出すんですが、年度末から10月に変えられるというのは非常にいいことだと思うんですが、それとは別に2年ごとという周期が果たして効率的に、公平ということになればそれは短いほうがいいのか、ただ事務量からいけば長いほうがいいのかということもありましようし、それと指定金融機関が県のほうは大垣共立銀行がもう入っていると思うんですが、その辺、他行の検討とか、2年という周期とか、そういうことに関してはいかがですか。

○会計管理者（高野志郎君） 大変申しわけありません。どうして2年というのが、なかなかその理由は私自身もちょっと把握していないんですけど、基本的には交代制をとるのに3年では長いだろうし、2年ぐらいですとその事務も、今までの引き継ぎもスムーズにできたということで2年という。県下ほとんど2年というふうになっていますね。事務の引き継ぎがスムーズにできるということで2年というふうになっておるかと考えておりますけれども。

○委員（酒井正司君） 指定金融機関が今2つですが、大垣共立銀行とかという話は。

○会計管理者（高野志郎君） 指定金融機関につきましては、前回もお話しさせていただいておるように、今、東濃信用金庫と十六銀行でもらっております。ことしに入りまして、大垣共立銀行も指定金融機関として申し込みがありましたけれど、これについては今後、どの銀

行も指定金融機関にはなれるというふうには思っていますけれども、とりあえずことし申し込みがあったものですから、次回またそれもいろいろ協議をさせていただきながら考えていきたいというふうに思っています。

○委員（林 則夫君） たしか十六銀行を指定したのは昭和 30 年の町村合併のときだろうと思うんですが、それで東濃信用金庫を指定したのは昭和 54 年やったか、新庁舎ができたときやったか、市制施行のときやったか、わかったらちょっと教えてほしい。

○総務部長（平田 稔君） 東濃信用金庫を指定させていただいたのは、この議決をいただいている昭和 57 年からでございます。市制施行後ですね。

あと、記憶がちょっと定かではありませんが、十六銀行を指定したのは昭和 48 年ごろだったように記憶しています。そういう制度を市が導入したのが。

○委員（林 則夫君） 町村合併ではなかった。

○総務部長（平田 稔君） ではないです。

○委員（林 則夫君） 今、規制緩和によって同じ扱いになっておるけれども、要するに十六銀行というのはバンクですね。それから信用金庫というのは、これは要するに無人系のあれですね。そういうところでいろいろ議論があったかと思うけれども、今は東濃信用金庫も、支店の看板を見ると東濃信金バンクという看板が上がっておるね。お気づきになった方があるかと思いますが、そういうことで同格の扱いをしておることになると思うけれども、当時はちょっとそんな話があったわけですが、今はそういう扱いはせんと思いますけれども、そういうふうに性格が違うということで、ちょっとそんなことを感じたわけなんです。

それから、市町においては指定金融機関、複数のところが多いですね。県単位でいくと、複数の金融機関を持つところは少ないそうですね。鹿児島とどこかみたいなので。それで、二、三年前ですか。岐阜県が複数のあれをしましたね。後から大垣共立銀行を入れましたね。そのときに大変いろいろ話題を提供したわけなんですけど、県はどこでも大体 1 行ということですけど、また可児市においては、さっき高野会計管理者から話があったように、候補があれば検討せんといかんというようなことになると思いますけれども、3 行というのはほかにありますか。

○会計管理者（高野志郎君） 申し込みというか、希望があるのは大垣共立銀行が今申し出をされていまして、それ以外はありませんね。

ほかに 3 行があるかということですか。ごめんなさい、県下でですか。

○委員（林 則夫君） はい。

○会計管理者（高野志郎君） 高山市が 3 つの指定金融機関でやってみえますし、飛騨市、あと美濃加茂市ですね。この 3 つのところは今 3 行でやってみえます。

○委員（林 則夫君） 以前、今の三菱東京 U F J 銀行ですか。東海銀行からもちょっとそんな話があったことがあったわけなんですけど、今銀行が合併になってああいう形になったものですから、そんな話はないと思いますけれども、現在あるのは大垣共立銀行ということで

すか。

- 会計管理者（高野志郎君） 申し込みということですか。
- 委員（林 則夫君） はい。
- 会計管理者（高野志郎君） そうです。大垣共立銀行です。
- 委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第 78 号 指定金融機関の指定についての議決の変更についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 78 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 79 号 可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

- 企画部長（佐藤 誠君） それでは、議案書の 89 ページ、議案説明書の 8 ページをお願いいたします。あわせて資料番号 3 もお願いいたします。

議案第 79 号 可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について御説明をいたします。

これにつきましては、平成 29 年 3 月 31 日をもって可茂広域行政事務組合を解散させるため、解散に伴う事務の継承の方法について、規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

- 総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、議案第 79 号、議案書 89 ページを使って説明をさせていただきます。

可茂広域行政事務組合の状況につきましては、9 月の総務企画委員会におきまして状況報告をさせていただいております。

平成 7 年に設立以降、さまざまな事務を行ってまいりましたが、平成 28 年度におきましては、主に組合議会や公平委員会の事務を行っておる状況でございまして、公平委員会については、次の議案第 80 号で議案を出させていただいておりますが、公平委員会の事務は別

で行うというようなことになってまいりまして、この可茂広域行政事務組合については、その役割を終えて、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散という方向で動いております。そうしたことから、組合解散後の事務につきまして、どのように引き継いでいくかをこの行政事務組合規約の第 12 条に追加をするものでございます。

条文にございますように、事務の承継につきましては、関係市町村及び関係一部事務組合の議会の議決を経て行う協議をもって定めるということでございます。

附則にありますように、この規約の変更については知事の許可が必要でございますので、知事の許可のあった日から施行するというところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、続いて議案第 79 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） これの基金といいますか、それぞれの分担して出したお金、わずかに残っていると思うんですが、可児市の分はどれぐらいありますか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 可茂広域行政事務組合の財産処分については、また 3 月議会のほうに上程をさせていただく予定でございます。財政調整基金が残っておりまして、それについては分担金の支出割合に応じて戻ってくる予定でございます。約 120 万円ほどというふうに聞いております。

それ以外に、可茂ふるさと基金の利子分について、これについても平成 29 年度に返還があるというふうに聞いております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論はございませんので、討論を終了いたします。

これより議案第 79 号 可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 79 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 80 号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） それでは、議案書の 90 ページ、91 ページ、それと議案説明書の 9 ページをお願いいたします。先ほどの資料番号 3 もあわせてお願いいたします。

議案第 80 号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について御説明を申し上げます。

公平委員会を設置している可茂広域行政事務組合が平成 29 年 3 月 31 日をもって解散することに伴いまして、可茂管内の市町村及び一部事務組合で新たな公平委員会を共同設置するものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長が御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 本日の委員会資料ナンバー 3 をごらんください。

1 にございますように公平委員会につきましては、人口 15 万人未満の市町村と地方公共団体の組合に設置義務があるということで、今部長が御説明しましたように、可茂広域を構成する団体によって共同設置する運びとなっております。

公平委員会の役割については、ここに記載してありますような職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置をとることなどでございまして、委員につきましては、議会の同意を得て、地方公共団体の長が行うというものでございます。

この公平委員会の共同設置の手续といたしまして、関係団体の議会の議決を経て規約を定める必要がございますので、本議会にも議決をお願いするものでございます。

それでは、議案書の 90 ページをごらんください。

可茂広域公平委員会共同設置規約でございます。

第 1 条の設置につきましては、この枠内の 15 の団体、これは可茂広域行政事務組合を構成しておる団体と同じでございます。この 15 の団体が共同して公平委員会を設置するということ。

第 2 条は名称で、可茂広域公平委員会。

執務場所は、可児市役所内でございます。

第 4 条、委員でございますが、可児市長が可児市議会の同意を得て選任するというところで、3 月議会に上程を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

その下、第 2 項としては、委員の報酬、費用弁償等については、可児市条例の定めるところによるということで、これも 3 月議会に関連条例の改正を上程させていただく予定であります。

第 5 条の事務職員については、可児市の職員をもって充てます。

第 6 条の通常経費ということで、設置や運営に係る経費については、この 15 の団体の均等割と職員数割によって算出をして負担し合うということでございます。

第 7 条の特別経費ということで、具体的に特定の団体に関して不服申し立て等が行って事務が発生した場合には、これに要する経費は、その発生した当該関係団体が負担するという決めでございます。

第8条では、負担金の歳入と費用の支出ということで、各団体の負担金を可児市の予算に歳入をし、可児市の予算で支出をするというものでございます。

第9条は、決算報告の定めでございます。

附則にございますように、平成29年4月1日から施行でございますが、必要な準備行為は、この規約の施行の日以前においても行うことができるということで、これは具体的には平成29年3月の委員の選任同意をお願いする、そういったことを予定しております。

委員会資料の3のほうに戻っていただきまして、議会議決のスケジュールでございます。

今議会で共同設置の規約、3月議会では先ほどお願いしました委員の選任、職員団体の登録等々、ここに記載の関係条例の改正や制定をお願いするものでございます。よろしく願います。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第80号に対する質疑を行います。

質疑のある方、願います。

○副委員長（野呂和久君） 第3条で、執務場所が可児市役所内となっておりますが、その理由をお願いいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） この公平委員会の事務におきましては、現在、広域の事務組合として美濃加茂市が事務局となっておりますが、関係団体の協議により、可児市がこの事務を承継するというので、可児市役所において執務を行うということでございます。以上です。

○委員（酒井正司君） ちょっと教えてほしいんですけど、市町村の議会で同じようなのが上程されてスタートしますよね。それ以外の可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、それから可児市・御嵩町中学校組合、この辺はどういうふうになるんですか。これらも同じような議案を出すわけですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 一部事務組合につきましても同様に、それぞれの組合の議会の議決をお願いしております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第80号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 80 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第 7 号 平成 29 年度税制改正に関する提言についてを議題といたします。

それでは、この陳情の取り扱いについて御意見をお願いいたします。

御意見のある方、お願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） この平成 29 年度の税制改正に関する提言の内容ですが、国・地方の税に関する多岐にわたる項目についての提言の内容となっております。

内容を確認してみますと、項目ごとにそれぞれ賛成というか同意できる部分と、あとどうだろうかというような部分もあります。今後の税課題の貴重な参考意見とさせていただくということで、今回は聞きおきにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） ただいまの御意見は聞きおきにするという御意見でございました。ほかに御意見のある方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

ないようでございます。

それでは、陳情第 7 号につきましては、総務企画委員会聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

それではここで、午前 10 時 55 分まで休憩とさせていただきます。よろしくお願ひします。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 55 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項 1. 公共施設等マネジメント基本計画及び第一期アクションプランの策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） 可児市公共施設等マネジメント基本計画と、それから第 1 期のアクションプランの策定についてでございますけれども、まず可児市の公共施設等マネジメン

ト基本方針につきましては、昨年3月に公表をいたしましたけれど、この基本方針を踏まえまして適正な縮減目標、それから施設の長寿命化などを検討いたしましたして、可児市公共施設等マネジメント基本計画と第1期のアクションプランということで案ですけれども、まとめさせていただいております。

なお、今後につきましては、本日説明をさせていただいた後、平成29年1月のパブリックコメントを経まして、3月下旬に公表する予定でございます。

詳細につきましては、公有財産経営室長が説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○公有財産経営室長（渡辺 聡君） 資料ナンバーは4となります。分厚い水色のファイルが基本計画とアクションプラン、それとは別に概要版としてA3の見開きで要旨と書かれたものを配付しておりますので、本日はこの要旨に沿って説明いたします。

まず、要旨の1ページ目をごらんください。

一番上の基本計画の目的ですが、平成27年3月に公表した公共施設等マネジメント基本方針では、平成75年には公共施設の維持管理などに係る財源が289億円不足し、その解消には施設面積を35%削減する必要があることを示しました。しかし、35%の削減を実現することは非常に困難であり、施設削減により行政サービスが低下し、可児市の目指すまちづくりの実現が困難になることが予想されます。そこで、この基本計画では、適正な縮減目標や施設の長寿命化など、より具体的な方策を検討することで、近い将来始まる公共施設の建てかえに備えていこうとするものです。

4つの基本的な考え方について説明します。

まず、考え方1として、豊かな市民生活を支える公共施設のあり方、これは公共施設の総量を減らしたとしても、今まで以上に市民が自由に施設を利用でき、誰もが使いやすい施設とすることによって市民サービスのレベルを維持しようとするものです。

視点1として、利用制限の緩和や施設の複合化により、稼働率の低い施設の活性化を促進します。視点2として、将来、施設の建てかえに当たっては、現在の設置場所にこだわらず、地区人口の推移も見ながら適所に建設するなど、利用者がアクセスしやすい施設配置とします。視点3として、民間にあるサービスは民間に任せ、施設の更新や運営にはPFIや指定管理者制度など、民間活力を導入します。視点4として、縮減だけではなく、政策上必要な施設については拡充についても検討します。

続きまして考え方2. 公共施設の耐震化の促進です。可児市の公共施設のほとんどは耐震性を有していますが、天井など非構造部材と呼ばれる部分は地震により落下するおそれがあります。天井のうち重さ、高さ、面積が一定基準を超える、いわゆる特定天井については、法改正により耐震化が求められることになりましたので、計画的に耐震化を進めます。

続きまして考え方3. 施設に係る財源確保です。基本方針で示された財源不足は基金を積み立てても289億円が不足するというもので、基金を積み立てることはそもそもの大前提であり、マネジメントを進める上での基本の考え方とします。

考え方4. ライフサイクルコストの縮減のための3つの方策として、長寿命化、規模縮小、集約廃止と3つの方策を提案します。ライフサイクルコストとは、平成26年から平成75年度までの50年間に、公共施設に要する維持補修及び更新費用の合計のことをいいます。①の長寿命化ですが、鉄筋コンクリート造の施設寿命を60年から75年へと15年間延ばすことを検討します。②規模縮小ですが、人口減少に応じて施設規模を縮小します。その目標値は、可児市人口ビジョンの平成72年の人口減少率に相当する20.7%とし、施設ごとに検討します。③集約廃止ですが、市民ニーズに合わない施設や近隣に代替サービスがある施設などは、施設更新を行わず、適当な時期に集約廃止や民間譲渡を検討します。

次に、財源見通しシミュレーションと基金目標という部分をごらんください。

図1は、3つのライフサイクルコスト縮減の考え方に基づいたシミュレーションの結果を示しています。赤と黒の点線がライフサイクルコスト縮減を行わなかった場合のシミュレーションで、黒い点線は基金が積み立てられている状態、赤い点線は財源不足になっている状態を示しています。これによると、平成50年度には基金は底をつき、それ以降は急速に財源不足が進み、平成75年には累積不足額が328億円に達することとなります。平成75年時点の財源不足については、基本方針策定時には289億円と試算していましたが、基本計画を作成するに当たって建設中の駅前拠点施設の契約額を考慮するなど再計算したところ、さらに不足額がふえて328億円に達することがわかりました。

また、図1の実線がライフサイクルコストの縮減方策を行った場合のシミュレーション結果を示しており、黒の網かけ部分が基金の累積積立額、赤の網かけが累積財源不足額を示します。これによりますと、3つのコスト削減方策により、平成75年の財源不足は328億円から31億円まで縮減されることがわかりました。

ことしから来年にかけて建設する駅前拠点施設や平成30年に予定されている文化創造センターa1aの大規模改修が終われば、その後は図1のとおり基金を積み立てることが可能であると予想されます。当面の基金の積み立て目標としては、このシミュレーションで示すとおり、平成43年度時点において87億円を積み立てることを目標とします。

続きまして、施設分類ごとの計画を説明します。

要旨2ページ、3ページをごらんください。

先ほど説明しました4つの考え方に基づいて、施設分類ごとに検討した結果を表にまとめています。

表の一番下の欄には、施設分類ごとに今後の施設の方向性を記述しましたので、代表的なもののみ説明させていただきます。

義務教育施設については、児童・生徒数に見合う適正規模での建てかえ、小規模校の集約などを提案しており、集約については、南帷子小学校を帷子小学校へ集約、兼山小を周辺校へ集約、西可児中と広陵中の集約を提案しています。

次に、その他教育施設では、図書館について、誰もが使いやすい施設へ建てかえとしており、今回基本計画の中では拡充を提案している数少ない施設の一つとなります。また、今渡

と兼山の教職員住宅は適当な時期に廃止すると提案しています。

次に、公民館等について、公民館を地域のコミュニティーの核として位置づける。利用制限の見直しや予約方法の改善により稼働率の向上、同地区にある公民館などの類似施設は適当な時期に廃止、減免制度の見直しなどを提案しています。集約廃止する施設としては、春里公民館分館の廃止、それから兼山生き生きプラザで行っているサービスは兼山公民館へ集約し、施設は別用途への利用を検討するとしています。

次に、スポーツ施設です。B & G海洋センタープールは今年度改修をしていますが、建てかえ時には施設の廃止を検討するとしています。

右側のページ、3ページに移りまして、保育子育て施設では、保育園、幼稚園について、当面の施設不足に対しては民間施設で対応する。また、更新に当たっては適正規模での更新と認定こども園の検討などを提案しています。

次に、高齢者用施設では、デイサービスについて、民間施設も多数あるため、廃止を検討するとしています。

次に、その他福祉施設ですが、福祉センターについては、公民館の利用制限の緩和に伴い、貸し館機能の見直しと児童福祉、障がい福祉の充実、Lポート可児についてはサービスの廃止、または民間譲渡を、さらにふれあいの里可児についても民間事業者への施設譲渡を提案しています。

そして最後に、市営住宅については、民間アパートなどの増加により集約すると提案しています。

また、表にはライフサイクルコストの縮減方策として、長寿命化、施設規模縮小、複合・集約廃止の列があって、縮減効果があるものに丸をつけています。そして、効果額という列にはコスト縮減額を示しています。義務教育施設の場合、長寿命化の効果額の欄に「2,190」と数字が書かれていますが、単位は100万円で、学校施設を長寿命化することによって21億9,000万円のコスト削減効果があることを示しています。

3ページの中ほどですが、ライフサイクルコスト縮減の効果額の算出方法を示しています。まず、長寿命化の効果額というところなんですけど、長寿命化の欄に丸がある施設は、15年間施設寿命を延ばすことで平成76年度以降に建てかえとなる施設を示しており、長寿命化の効果額は建てかえの費用から長寿命化を行うための補修費用を差し引いて算出しています。

2ページの表の一番上に表示してある今渡南小学校には、施設規模縮小の欄に丸があるだけで長寿命化の欄に丸がついていませんが、長寿命化を行わないという意味ではありません。鉄筋コンクリート造の施設は原則長寿命化を行うことにしておりますので、今渡南小学校についても長寿命化を行うのですが、15年長寿命化したとしても、平成75年までに建てかえ時期が来てしまいますので、長寿命化の効果が得られないため丸を付していません。金額的な効果があるものだけに丸をつけています。

3ページの中ほど、表の一番下の効果額合計欄のうち赤く塗られた部分が長寿命化の効果

額を示しており、可児市全体で 141 億円になります。

次に、施設規模縮小の欄に丸がある施設は、平成 75 年までに建てかえを行う施設を示しています。先ほど今渡南小学校の例のように、15 年間長寿命化しても、平成 75 年までに建てかえとなる施設も含まれています。このような施設は、建てかえ時に規模を 20.7%縮小して建て直すことを検討します。施設規模縮小の効果額は、施設の建てかえ費用の 20.7%と、建てかえから平成 75 年度までの維持補修費用の 20.7%相当分を加えたものとなります。効果額合計欄のうち緑色の部分が施設規模縮小の効果額を示しており、可児市全体で 66 億円となります。

次に、複合・集約廃止に丸がある施設については、民間譲渡や築 60 年目までに取り壊しを検討する施設です。複合・集約廃止の効果額は、施設の建てかえ費用から取り壊し費用を差し引いて算出しています。

効果額合計欄のうち、黄色の部分が複合・集約廃止の効果額を示しており、可児市全体で 90 億円となります。この表で示している施設集約廃止などのコスト縮減方策は政策として決定したものではなく、ファシリティーマネジメントを進める上での検討課題として提案するものです。

3 ページの一番下、図 2 をごらんください。

コスト縮減を行わなかった場合は、平成 26 年度から平成 75 年度までの 50 年間にインフラを除く公共施設に係る費用の総額は 1,042 億円と推計していますが、3 つのコスト縮減方策により 297 億円が縮減され、745 億円まで減らせることを示しています。

ここで、分厚い水色のファイルの基本計画書を見ていただきたいんですけど、3 章の 92 ページをお開きください。

3 章の 92 ページの表 3 をごらんください。

ここに平成 26 年度から平成 75 年までの 50 年間を 1 期 10 年として、第 1 期から第 5 期に区分し、各期に要する費用を示しました。

ライフサイクルコスト縮減を行わなかった場合と行った場合で比較しています。縮減を行わなかった場合は、第 3 期となる平成 46 年から平成 55 年に施設更新が集中し、349 億円もの費用が必要となります。しかし、ライフサイクルコスト縮減を行うことにより、第 3 期の費用を 135 億円まで下げることができます。また、各期の金額を減らすだけでなく、各期の偏りが少なくなり、平準化の効果も確認できました。

続きまして、93 ページの図 3-3 をごらんください。

長寿命化が単なる建てかえ時期の先送りで、平成 76 年度以降に大きな財源不足が生じるのではないかという懸念がありましたので、さらに 25 年延長して平成 100 年までのシミュレーションを行った結果を示しています。

これによりますと、平成 89 年度には一時的に累積財源不足が 93 億円に達しますが、平成 100 年における財源不足は平成 75 年度より 5 億円減って 26 億円となりました。このことから長寿命化が単なる課題の先送りではなく、マネジメント上有効な施策であることが確認で

きました。ちなみに、平成 89 年度に 100 億円を超える大きな支出がありますが、これは文化創造センター a 1 a の築 75 年目の建てかえと現在建設中の駅前拠点施設の築 60 年目の建てかえが重なるためです。駅前拠点施設は鉄骨造であるためマネジメント上は築 60 年で更新するとしています。

続きまして要旨のほうに戻りまして、4 ページ上段のマネジメントのフォローアップというところをごらんください。

平成 75 年までのマネジメントを推進するに当たり、10 年間で 1 期としてアクションプランをつくり、具体的な取り組み内容を示しながら進めていきます。そして、基本計画そのものも 10 年ごとにその時々的情勢に合わせて見直しをしております。

図 3 の左側の部分に示したのですが、可児市の公共施設マネジメント計画は、2 年前に策定した基本方針で施設の現状と今後の課題を分析し、今説明させていただいております基本計画において、施設分類ごとのあり方と具体的な方向性を示します。

今後、基本計画で示したライフサイクルコスト削減方策を具体的に実施するに当たっては、施設ごとに個別施設計画を策定するという形で進めていきます。個別施設計画を策定するに当たっては、関係者の意見をお聞きしながら施設ごとに検討してまいります。

4 ページの下段、第 1 期アクションプランの概要について説明します。

アクションプランでは、各期 10 年間の改修工事の内容と必要となる費用の額を施設ごとに示しています。

図 4 の円グラフを見てください。

第 1 期アクションプランの期間内、平成 26 年から平成 35 年までの必要額の総額は 138 億円となります。金額が一番大きいのは本市庁舎、消防施設、その他庁舎施設の 41 億 7,000 万円で、その次が義務教育施設の約 39 億 2,000 万円、その次が文化・芸術施設の 19 億円となります。

表 2 には、第 1 期アクションプランの期間内の主な工事として 1 億円以上のものを記載しています。特に多額の費用を要するものは、現在建設中の駅前拠点施設に平成 28 年度、平成 29 年度合わせて 34 億円、また平成 30 年度の文化創造センター a 1 a の改修工事の 19 億円が突出しています。そのほか 3 億円を超えるものとして、平成 30 年度の蘇南中学校に 3 億 3,000 万円、平成 32 年度の南帷子小学校に 3 億 1,000 万円、平成 33 年度の東可児中学校に 3 億 5,000 万円、平成 35 年度の中部中学校に 4 億 8,000 万円など、義務教育施設に多くの費用が必要となります。

しかし、ここに示した工事の時期や金額に予算の裏づけはなく、財政状況やその時点での施設の劣化状況により実施年度や工事内容は変わってきますので、あくまで目安としてお考えください。

要旨の説明に続きまして、基本計画のうちポイントとなる部分について説明します。

水色のファイルのうち基本計画の序章の部分を開いてください。

まず、序章の 2 ページから 4 ページにかけては、平成 26 年に公表しました基本方針

で示した課題のうち、人口動向、施設の保有状況、財政状況、財源見通しなど基本的なものを抜粋して掲載しています。

5 ページを見てください。

下の図は基本計画の策定方針をあらわしています。今回策定する基本計画は、2年前に策定した基本方針と検討委員会及び市民アンケートの3つを基礎として策定したことを示しています。

この検討委員会は、学識経験者や市内の各種市民団体の代表から構成し、昨年10月から10カ月にわたり公共施設のあり方について検討を重ねていただき、本年8月に提出いただいた可児市公共施設のあり方提言書を尊重した形で基本計画を策定しております。提出いただきました公共施設のあり方提言書については、基本計画第4章の後ろに資料編、資料2として添付しております。

また、市民アンケートについては、昨年8月に市内成人1,500人を対象に実施し、公共施設の利用状況や今後の施設のあり方についてお聞きしましたので、この結果についても基本計画を作成する上での参考にしております。アンケート結果については、資料編の資料1として添付しています。

6 ページには公共施設の一覧を示していますが、基本計画では網かけをしてある中分類という区分で区分された12の施設分類ごとに検討を行っています。

第1章につきましては、先ほど要旨で説明した4つの基本的な考え方を載せておりますので、省略します。

13 ページから第2章となっております。施設分類ごとの方向性として、12の施設分類ごとに検討を行っています。

各施設分類とも同じ構成になっていますので、公民館を事例に説明します。

29 ページを開いてください。

まず、可児市全図を用いて施設の配置を示しています。その下に施設の写真を載せています。

30 ページには、①施設の防災面の視点として、地域防災計画における施設の位置づけを示しています。公民館は第1次避難場所に、帷子公民館と桜ヶ丘公民館については、さらに第2次物流拠点としても指定されています。

31 ページには、市民アンケートの結果を載せています。表2-5が現在の利用状況に関するアンケートであり、偏差値の部分が赤く塗ってあるものはよく利用されている施設、青く塗られているものは余り使用されていない施設となります。公民館は、市内で最も利用されている施設分類となります。その下、表2-6が施設利用に関するアンケートとなっており、偏差値部分が赤く塗られているものは足りないのでふやしてほしい施設、青く塗られているものは減らしてもよいと考えられている施設となります。公民館の場合は、現状維持が妥当と考えられている方が多いようです。

続いて32 ページ、33 ページには、施設の稼働率が部屋ごとに示してあります。赤く塗ら

れているものは比較的稼働率が高い施設、青く塗られているものは稼働率が低い施設となります。

34 ページをお願いします。

④マネジメント基本方針で示された課題というところには、2年前に基本方針で示した課題を掲載し、続くページの⑤施設の今後の方向性において、その課題に対する施設の方向性を示しました。赤字でタイトルをつけている部分がそれに当たり、公民館の場合は公民館をコミュニティーの核として位置づける、利用制限の見直しや予約方法の改善で稼働率の向上に期待、稼働率の低い部屋の有効活用により市民ニーズに対応、公民館などの集約廃止の検討、地域活力の導入による施設の運営、36 ページに移りまして、減免制度の見直しなどです。

その下の⑥ライフサイクルコスト縮減目標という項目では、(1)の施設の長寿命化検討に記載された施設は、長寿命化の縮減効果がある公民館、(2)の縮減検討に記載された施設は、平成 75 年までに建てかえるために施設規模を縮小して建て直すことを検討する公民館、(3)の複合・集約廃止検討に記載された施設は、集約廃止を検討する公民館を上げており、それぞれのコスト縮減効果額も示しています。

公民館以外の残りの 11 分類の施設についても、公民館と同じ構成となっております。

89 ページをごらんください。

ここから、第 3 章のまとめとなっております。

この第 3 章のまとめでは、コスト縮減方法の一覧や財源シミュレーションの結果などを載せておりますが、先ほど要旨の説明のとおりですので、説明を省略します。

第 4 章、95 ページからになります。公共施設等マネジメントの推進として、今後の進め方を示しています。

96 ページには、庁内の推進体制として図 4-1 で示すように、施設の更新や改修などを行う場合は、課長などで組織された公共施設等マネジメント推進会議で審議され、特に重要な案件については、市長、副市長、各部長などで組織された公共施設等マネジメント戦略委員会に諮るなど、施設所管部署だけで判断するのではなく、全庁的にマネジメントを推進していく体制を構築します。この推進体制は昨年度から既に立ち上げており、公共施設等マネジメント戦略委員会の設置要綱を資料編の資料 3 として添付しております。

97 ページ以降には、施設を長く大切に使うための予防保全の取り組みとして、施設管理者などが行う定期点検などについて記載しています。そして 100 ページには、施設情報の管理の仕組みづくり、そして 101 ページには、要旨でも説明していただきましたが、10 年間で 1 期としたアクションプランを作成して進捗管理を行っていくことなど、それと今後は個別施設計画の中で検討していくことなどを記載して基本計画を結んでいます。

アクションプランについても説明させていただきます。

紫色のインデックスをめくっていただきまして、さらに表紙をめくっていただきますと目次が出てきますので、そこをごらんください。

第1章には、アクションプランを作成する上での基本的な考え方や今後の維持管理費などを推計する上での積算単価の根拠などを示しています。

そして第2章には、施設分類ごとに市内110施設についてアクションプランを載せています。

それでは、今渡北小学校を例にとりアクションプランの説明をさせていただきますので、義務教育施設のインデックスの後ろのほうなんですけど、26ページをごらんください。

上段の施設情報には、施設の所在や面積など基本事項を示しており、施設の方向性という欄には、基本計画に示された今後の方向性を記載しています。今渡北小学校の場合は、長寿命化、施設規模縮小、複合の欄にチェックが入っており、北舎、南舎、プール棟は長寿命化を検討する。北舎、南舎、プール棟、体育館は児童数に見合う適正規模での建てかえを検討する。校舎の建てかえに当たっては、キッズクラブとの複合を検討する。余裕教室は教育的側面に配慮しつつ、地域コミュニティへの開放を検討するなどの今後の検討すべき事項を記載しています。

その下には、ライフサイクル計画として、平成26年から平成35年度までの10年間に実施する工事の取り組みの内容を示しています。工事内容は建築、耐震、外部、設備、空調、内装に分けており、上段が見込み額、網かけされた下段が実績額となっています。平成27年の空調の欄には「64」という数字が入っていますが、単位は100万円で、これは平成27年度に空調設備に6,400万円を費やしたことを示しています。

今後の計画としては、平成29年度と平成34年度にまとまった金額が載っておりますが、一番下のアクションプランの内容というところでその内容を記載しています。平成29年度には、体育館は大規模改修を見込んでおり、ページをめくっていただいて、平成34年度には、東舎の築15年目の改修、そして北舎、南舎、昇降口棟、プール棟については大規模改修を計画しています。

続きまして、27ページをお願いします。

全体ライフサイクル計画として、過去の改修履歴と今後、平成75年までの計画を年表にしています。表の中央に、縦に赤い線がありますが、赤い線から左については実績額、右側が見込み額で記載しています。表左上の今渡北小学校全体ライフサイクル計画と書かれた右側に昭和57年度に建てられた施設、北舎、南舎、体育館、それと平成19年度に建てられた施設、東舎があることを示しています。年表では、上段がライフサイクル計画を、その下の網かけ部分がライフサイクル実績となります。

平成34年のライフサイクル計画の部分を見てください。

字が大変小さく申しわけありませんが、白三角、北南昇プ、黒三角、東と記載していることがおわかりでしょうか。白三角は大規模改修を、また黒三角は補修を示しておりますので、北舎、南舎、昇降口棟、プール棟は大規模改修を行い、そして東舎は補修を行う必要があることを示しています。平成27年度には、白三角、空と書いてありますが、これは空調を設置したことを示しており、空調は10年で補修、20年で取りかえとしています。平成54年

には、星印で体と書いてありますが、星印は建てかえを示しておりまして、鉄骨造の体育館は築 60 年目となる平成 54 年度に建てかえすることを意味しています。体育館と同じ昭和 57 年に建てられた校舎は鉄筋コンクリート造であるため、さらに 15 年長寿命化して平成 69 年に建てかえる計画としています。

以上、今渡北小学校を例にアクションプランの説明をさせていただきましたが、ほかの 110 施設についても同様の形でアクションプランとライフサイクル計画を作成しています。

説明としては以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

○委員（可児慶志君） 余り膨大なんで、どこから話していいかというのがあれですけど、まず総論的に言うと、ハード面ですごくお金がかかるということなんですけど、これだけのいろいろ計画を実行していこうとすると、地域性の問題とかというものに大きくかかわってくるということが出てくると思うんですが、まずその辺へのアプローチというのはどういう形で進められているのか。

例えば、まず学校の統廃合だとかいう話になってくると、旧、昔の町の合併当時の町村から離れてどんどん新しい地域割というのが出てきたりなんかすると思うんですけど、自治会の単位の編成だとかいうことも絡んでくるわけなんですけれども、そういう面でのアプローチというのはどういう形で進められているのか。

○公有財産経営室長（渡辺 聡君） この基本計画には、人口ビジョンで示された今後の人口分析に基づいて計画されておりまして、地域ごとによって特性がやはりあります。

例えば、学校の統廃合でいいますと、帷子地区についてはこれからどんどん子供が減ってきてまして、ちょうど帷子小から分校して南帷子小ができて、それから西可児中から分岐して広陵中学校ができたように、以前は帷子ですごく人口が増加したんですが、今後は子供の数としては、帷子で著しい人口減小、子供の数が減ることが予想されますので、もとに戻すということではないんですが、統廃合を検討したらどうかと。それから、子供の数によっては児童センターの位置を考えたり、そういうことや、老人の多い地区についてはそれに応じた施設、老人福祉関係の施設配置と、そういうことも考えていかなければいけないと思います。

基本的には、その辺を考えてこの基本計画はつくっております。以上です。

○委員（酒井正司君） 心配されている一番大きなテーマだと思うんですが、とりあえずこれだけのものをつくられたということは評価したいと思います。

ただ、この視点が公民館とか学校というのは地域住民の数である程度割り出せるんですが、文化施設であるとか体育施設なんかは、自治体単独で維持する時代というのはちょっと難しいんじゃないかと、将来的にね。そういうことになると、美濃加茂市なんかは定住自立圏を

つくっているいろいろと提携されているようですが、その辺、外部との調整といいますか、その辺の視点はいかがですか。

○公有財産経営室長（渡辺 聡君） 今回のこの基本計画の中では、その広域的な面というのがおっしゃるとおり欠けておるとい面がございます。まだ文化創造センター a 1 a については平成 89 年の建てかえということで、まずは当分先なんですけれども、将来的には文化センターは広域で 1 つ持つと、体育施設についても運動公園なんかは 1 つに集約するなどの施策が必要となると思います。

ただし、今回ではまだそこまで考えていませんで、各市町で今この公共施設等マネジメント計画を策定しておりますので、それぞれ課題があらわになった時点で今後検討していく事項だと考えております。以上です。

○委員（林 則夫君） 室長ね、君の話聞いておると何か寂しくなってきたりして、年寄りには長生きせんほうがいいかしらんとする様な感じを受けるわけだけれども、これも一つの歴史の繰り返して、公有の財産も老朽化してくれば、それぞれ皆さんが住んでいる家も同じように老朽化しておるわけ。それも個人個人の努力によって歴史を繰り返さなければいかんと思うわけだけれども、つい 50 年ほど前にこんな時代が来てもいいかしらんとした。俺も歴史 80 年ぐらいいかないけど、そういう時代を踏み越えて、今、君の話聞くようなことだとちょっとサイクルが速いかなと思うわけだけれども、これも現実として受けとめんといかんと思うわけなんですけど、アクションプランをつくってくれるんだしたら、こういう寂しい話もそれは現実だからいいと思うけれども、もっと夢のあるプランも考えてほしいなと思うわけ。

一刻一刻と世の中、変わってくるわけなんで、つい先般も可児の都市計画マスタープランを答申したその日に特定複合観光施設区域整備推進法案が通り、そしてまたその 3 日前には減反政策の見直しというようなことで、全てもう大幅に変わってくるぞということを僕は言ったわけなんだけれども、そういうことでいろいろあるけれども、やっぱりそれを先達から受け継いで、いろいろレガシーとして残せる部分もあるかもしれんし、ないかもしれんけれども、そうした自覚をきちんと持ちながら、将来のことをもう少し夢も含めてプランをつくってくれるといいかなと思うわけです。以上です。

○公有財産経営室長（渡辺 聡君） 今いただきました意見を参考にしまして、また今後検討してまいります。以上です。

○企画部長（佐藤 誠君） この公共施設等マネジメントの基本計画と第 1 期のアクションプランというものの案をきょう御説明させていただいたわけなんですけれども、あくまでも公共施設の部分から見た、現状を踏まえた中で今後どうしていくかというところで説明させていただいたわけなんですけれども、林委員が言われました夢、そういったものにつきましては、当然市としての全体の部分の総合計画がございますし、そしてまた、人口減少に対応した総合戦略というものも策定させていただいて、それぞれの施策をこれから展開を今しておりますし、今後もしっていくということでございますので、そういった可児市民の皆さん方が

将来に対して現状を踏まえた上でのさらなる夢というものは、そういった計画の中に生かされていくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（可児慶志君） 具体的な市民にわかりやすい政策というものをあわせて展開していただひたい。自然に出てくるだろうというような安易な考え方ではないと思ひけれども、もうちょっと、ダイナミックに変化させていくためには、話として出てくる、例えばコンパクトシティを進めるとか、線引きをするとか、市街化促進をもうどこかに絞り込むとかというような話とかというものも出たりなんかしているわけなんですけれども、そういったソフト面での集中化なり図るような政策提示、そういったものもあわせてやっていただひないと、皆さんおっしゃるように縮小、廃止、そういう話ばかりでは本当に将来の可児市に不安を市民にあおるだけみたいな形になってしまうので、片方ではこういう形でもって縮小、廃止をしながらでも、まちとして発展させるんだというプランニングを別のソフト面であわせて展開していかないといけないんじゃないかなということじゃないかなと思ひますよ、基本的にはね。だから、自然に出てくるんじゃない、もちろん安易じゃない言い方じゃないかなかもしれないけど、あえてそこにぽんと持ち込んでくるという形で、ぜひ企画部長、立ててください。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○企画部長（佐藤 誠君） はい。

○委員（可児慶志君） 準備はまだしていないわけですね。早急に準備をしていただくようなことを強くお願ひしておきます。

○企画部長（佐藤 誠君） ただいま可児委員から言われました御意見、これからの施策展開、どういふふうに市民に対して出していくかというところにつきましても参考にさせていただきたいと思ひております。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませぬか。

[挙手する者なし]

ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項の2. 可茂広域行政事務組合の解散について、それから報告事項の3として、可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について、それから報告事項4. 可茂広域行政事務組合解散後の事務承継についての3案件を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） これにつきましては3つ関係がございしますので、一括して総合政策課長が御説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、本日の委員会資料のナンバー5をお願ひいたします。

3月議会提出案件としまして、この可茂広域行政事務組合の解散に伴い3つの協議の議決

を求めるものでございます。

1つ目は、組合の解散に関する協議でございまして、平成29年3月31日付で組合を解散する協議について議決をお願いするものでございます。

2つ目には、事務の承継に関する協議としまして、組合の解散に伴いまして、組合が行っておる事務承継に関する協議の議決を求めるものでございます。

3つ目として、財産処分に関する協議でございます。

先ほど議案のほうの質問でもございましたように、この組合が持つ財産処分について議会議決を求めるということでございまして、議決事項スケジュールにございますように、一応3件の協議について3月議会をお願いをいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これらの件に関しまして質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項5. 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから報告事項7の職員団体の登録に関する条例の制定について、それと報告事項10の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） では、よろしくお願いいたします。

この5、6、7につきましても、今、総合政策課長が説明しました可茂広域行政事務組合の解散に伴う条例改正、条例制定でございますので、よろしくお願いいたします。

5、6につきましては、条例の改正を3月議会に上程させていただくと。7については、新たに条例を制定するという形で3月議会に上程をさせていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、公平委員会事務を可児市で行うということになりますので、本市の条例において必要な事項を整備するということでございます。この条例につきましては、非常勤の特別職となる公平委員の報酬及び費用弁償を規定をさせていただくというものでございます。

それに加えまして、農業委員会に新たに農地利用最適化推進委員を設置するというものでございますので、こちらにつきましてもその報酬部分について、新たに規定をさせていただくということの一部改正を上程させていただくというものでございます。

それから、6番目でございます。人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ということでございます。

地方公務員法第58条の2第2項において、公平委員会は条例で定めるところにより、毎年地方公共団体の長に対して業務の状況を報告しなければならないということが規定されて

おります。可児市に公平委員会が設置されることに伴って、公平委員会が行った業務について公表することをこの条例に新たに追加するということの改正を上程させていただくというところでございます。

それから7番目でございます。職員団体の登録に関する条例の制定ということでございます。

地方公務員法第53条において、職員団体の登録について規定されております。第1項では、職員団体は条例の規定により、条例で規定する事項を記載した申請書をもって公平委員会に登録申請することができるということが規定されております。公平委員会が設置されることに伴って、職員団体が公平委員会へ申し出る事項等について規定をするという新たな条例を設けるということでございます。

そのほか、こちらの資料にありますように、先ほど規約の中で総合政策課長が御説明しましたが、公平委員会の委員の選任ということで、また3月議会に議会同意が必要になりますので上程をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから飛びまして、10番目の可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。これは資料番号10でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴って条例を改正するというものでございまして、主には育児休業の対象となる子の範囲を拡大するという内容の改正を上程させていただくというものでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項8. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定取消しについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（日比野慎治君） 資料番号7をお願いいたします。

指定緊急避難場所及び指定避難所につきましては44カ所を指定しておりましたが、3次避難所の土田渡りクラブにつきましては耐震基準を満たさないことから指定を解除させていただいたものです。これは、災害対策基本法第49条の6第1項に基づいて処理を行ったもので、土田地区の自治会長会議並びに地元説明会で了承をいただき、平成28年10月27日に告示を行っております。

なお、これにより市全体の避難者収容人数は50人マイナスの1万4,480人となりましたが、南海トラフ巨大地震で想定される避難者数3,324人の収容には影響がございません。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件についての質疑をお願いいたします。

質疑のある方はお願いします。

質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） 名城大学都市情報学部が入っているんですが、これについては何かコメントございませんかね。

○防災安全課長（日比野慎治君） これにつきましては、まだ現状としては残っているというところでございます。

○委員（酒井正司君） 来年3月いっぱい、もし次がすぐに来なかったら、これは廃止と、該当外ということになるわけでしょうね。

○防災安全課長（日比野慎治君） さきの一般質問でもお答えしたように、新しいところと交渉を進めておるといところで、その進捗状況によっては引き続きお願いできるのか、あるいはお願いできなければ廃止という方向も考えられますけど、そこは今、流動的に考えております。以上でございます。

○委員（可児慶志君） 南海トラフ巨大地震で3,300人ほど、全体で1万4,480人が確保されている。これは地域性がやっぱりあると思うんですが、その辺はバランスは十分とれてますよね。3,300人でもどこかに特定のところにぼんと発生した場合に、その地域だけ入り切れなかったと、そういうことはないですよ。

○防災安全課長（日比野慎治君） この3,324人の地域別の数字は県からも公表されておられませんのでつかんでおりませんが、地域で例えば偏りがあって収容し切れないという場合は、できるだけ近くのところへ収容していただくということでカバーできるというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いします。

では、質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、報告事項9番、公共施設の利用制限等の見直しについての中間報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） 市の公共施設の利用制限の見直しにつきましては、市民の検討委員会からいただきました御意見、そしてまた、今後の対応の中間報告ということでさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

詳細につきましては、財政課長が御説明を申し上げます。

○財政課長（酒向博英君） それでは、資料番号8-1及び8-2をお願いいたします。

ただいま企画部長が御説明いたしましたとおり、今年度、行政改革の取り組みの一つとし

て公共施設の利用制限等の見直しを進めてきております。

これは市の全ての公共施設について、利用者等の意見を反映し、現状の制限や利用方法等を見直すことでより使いやすい施設にする。さらには使いやすい施設にすることで利用者数の増減を図るということを目的としております。

4月には、市議会議員の皆様にも利用制限等に対する御意見の提出をお願いし、いただいた御意見につきましては検討対象に含めております。

5月から7月にわたり開催した市民検討委員会におきまして、さまざまな意見をお聞かせいただくとともに、検討委員会として取りまとめられた内容を7月に市長に提出していただきました。その後、提出された意見につきまして、各施設の所管課で今後の対応について検討を行い、今年度中に最終的な市の対応を決定する予定でございます。

本日は、その中間報告をさせていただきます。

それでは、8-1の資料に沿って御説明いたします。

1の公共施設の利用に関する市民検討委員会の概要でございます。

委員の構成は、公募による市民8名でございました。男性4名、女性4名でございます。

会議の実施状況は、5月以降、計3回開催をいたしました。なお、3回の会議とも各施設の所管課長等が全員出席し、市民委員からの意見を直接お聞きしております。

2の意見のあった利用制限の検討対象となった施設は表のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

3の報告書の提出及び内容です。

報告書は7月12日付で提出されまして、利用制限に関する意見に加えましていろいろな意見が出ましたので、利用制限以外に関する意見もつけ加えております。また、委員以外から聴取した意見として、市議会議員の皆様からの意見、そして利用者ヒアリングの意見等も含めております。

4の提出された意見数です。

利用制限に関するものが55件、利用制限以外に関するものが63件でございました。

5の報告書の意見に対する今後の対応でございますが、利用制限に関する意見のうち、全面对応可としたものが5件、一部条件つき等で対応可としたものが5件、意見はありましたが既に対応済みのものが11件、意見に対して対応困難、いわゆる現状維持というものが13件というふうに現在のところ区分をしております。また、継続検討を要するものが14件。それから別途検討中、これは公民館関係でございますが、これが7件というふうにしております。

別途検討中の公民館に関するものにつきましては、現在、社会教育委員による答申を踏まえ、検討が必要なものということで検討を別に進めているところでございます。

それから、利用制限以外に関する意見では、全面对応可が9件、一部対応可が8件、既に対応済みが18件、対応困難（現状維持）が16件、継続検討を要するが14件というふうに区分をしております。

それでは、具体的に資料 8-2 に沿って御説明を申し上げます。

1 ページからの利用制限に関する意見について御説明を申し上げます。

表の見方でございますが、左から施設名及び所管部署名、それから意見の内容、現状、今後の対応、今後の対応についてのその理由、それから対応可としましたものにつきましては、対応開始予定時期を示しております。

まず、一番上の総合会館の 5 階ホールの意見の 1、特別の事情や理由がある場合を除き、施設内の飲食を可能にできないかと。こういった意見につきましては、総合会館のみならず、ほかの箇所についても同様の意見として検討をしております。これにつきましては、もう既に喧騒となるおそれがあるパーティー等を除いて対応をしているということで、既対応済みというふうにしております。

続きまして、多文化共生センター、2 番でございますが、館内のみで閲覧に供している本の貸し出しができないかということで、これは今後の対応としては対応困難ということで、冊数に限りがあることとか、そこに書いてございますように、入手困難なものがあるというような理由で現状維持というふうにしております。

それから、施設内の飲食については、もう既に対応済みというふうに区分をしております。それから、次の図書館でございます。

図書館につきましては、4 番から 6 番が時間とか日にちに関するものでございます。

4 番としては、分館の利用時間を本館並みに変更できないかということ。それから 5 番では、学校の振替休日のために休館日を変更できないかということ。それから 6 番では、月曜日と祝日が重なった場合に、休館日をその翌日にできないかというようなこと。そういった御意見をいただきました。これにつきましては、要継続検討ということで、ニーズ等も踏まえまして、費用対効果等も踏まえ検討を行うというふうにしております。

それから 7 番、同一利用者による長時間占有を避けるために、入室禁止時間を設けてはどうかというような御意見。これは一旦退出をして中を空っぽにするようなことでございます。これについては、対応困難としております。逆に規制をかけるということになるということで現状維持ということでございます。

それから 8 番として、システム変更時に休館日数をもう少し短縮できないかということで、これは平成 30 年度から次のシステム更新時に合わせまして対応していくという予定となっております。

2 ページでございます。

引き続き図書館ですが、9 番、2 階に上がらずに 1 階で返却ができないかということ。これは、平成 29 年度から実施するというふうにしております。

それから 10 番、飲食につきましては、最小限の飲み物等は可能ということで一部対応可。

それから、学習室の友人同士の会話、これは今、原則禁止というふうにしておるようですが、学習にかかわるものであれば、常識の範囲で可ということで、これも全対応可ということで、今年度から既に実施をしているところです。

それから、次の陶芸苑、12番ですが、市内在住者に限らず他市町村の人も参加できるようにならないかという、講座でございます。これについては、要継続検討。

それから荒川豊蔵資料館、13番、開館日をふやしていく必要はないかということで、これについては平成29年度当初から郷土歴史館や兼山歴史民俗資料館と開館日を同一にするというふうで、全面对応可としております。

続きまして、公民館でございます。

公民館については、かなりたくさんの方の一番多い意見をいただいております。この中で14番、15番、それから19番から24番、これにつきまして別途対応可というふうで、済みません、別途検討中というふうにしてはしておりますが、これが冒頭申し上げました9月議会の建設市民委員会のほうにおいて、社会教育委員からの答申が説明がなされてはおりますが、この答申に基づいて今検討が進められてはおりますので、公民館だけこういう表記をしてはおります。

それから飛びまして、4ページをお願いいたします。

文化創造センターでございます。26番ですと、今の貸出区分を午前、午後、夜間という大まかなくくりではなくて、時間単位にできないかということの御意見でございます。これにつきましては、来年度の施設使用料に関する検討にあわせて検討していくということにしてはおります。

それから飛びまして、KYBスタジアム、ホッケーの使用ができないかということでございますが、これにつきましては、芝そのものがホッケーに対応した仕様でないと。また、傷がついても補償の対象外ということで許可することはできないということで、これについては現状維持ということでございます。

それから、グラウンドにつきましても3件ほど意見をいただいております。

もう少し利用者がふえるような規則等の見直しが必要であるのではないかということ。それから、姫治グラウンドにつきましては、半面貸しの利用ができないかというようなこと。それから、姫治グラウンドの予約窓口を姫治公民館に移管できないかというようなこと。これにつきましては、対応困難なもの、要継続検討というようなことで区分をしてはおります。

それから、テニスコートにつきましては、大人と子供の使用料を変えてはどうかという意見でございます。これにつきましては、変えることによって大人と子供の共同利用ですとか、年齢の確認等が煩雑になるということで、現在のところは現状維持というふうにしてはおります。

それから一番下、B&G海洋センターでございますが、34番、小・中学校のクラブチームについて、大会前の使用、体育館利用について特別の利用基準等で協力ができないかということで、これについては要継続検討というふうにしてはおります。

それから35番、トレーニング室の講習会の受講をなくすことができないかということでございますが、これは事故防止、それからけがのおそれもあるため、現状維持というふうにしてはおります。

6ページをお願いいたします。

学校開放施設につきましても、使用の件で2件、それから福祉センターにつきましても2件。冷暖房費が高いというような話でも意見がありますが、これについても施設利用の見直しの中で検討していくということで、要継続検討というふうにしております。

それから、飛びまして7ページ、一番下の老人福祉センターでございますが、開苑時間を30分延長することはできないかという御要望。それから次の8ページでは、土曜日の開苑もすることができないかというようにしておりますが、これはそういったニーズが今のところはないというような判断で、現状維持というふうにしております。

それから、8ページの公園関係では、ふれあいパーク・緑の丘の中学校体育連盟のサッカー競技の使用、それからふれあいパーク・緑の丘の犬等の立ち入り制限、それから52番では、やすらぎの森でのバーベキュー使用、それから53番では、公園内のドローン等の使用、こういったものについて御意見をいただきましたので、それぞれ対応方法を記しております。

それから一番下、その他の全体的なものとして、就業者、昼間なかなかこういう予約が困難な方について、インターネット予約にできるようなことの仕組みを整えてもらえないかという意見に関しまして、これは現在、体育施設、それから福祉センター、Lポート可児につきましては空き状況等の確認ができるわけなんです、それ以外の施設についても平成30年度以降に市全体に、特に公民館についてもそういった御意見がございますので、全市的にネットによる予約等も検討していくというふうにしております。

10ページ以降の利用制限以外に関する意見につきましては、説明のほうを省略させていただきますが、利用制限とあわせて検討を、最終的な結論を出してまいりたいというふうを考えております。

今回は中間報告でございますが、来年2月までに庁内で最終的な意見を取りまとめ、3月議会のこの総務企画委員会で最終的な御報告はさせていただきます予定でございます。

本日の内容について御不明な点、それから今後の対応につきまして、個々の施設についての御意見等がございましたら、財政課までお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

では、この件についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、この件に関しましては終了をいたします。

次に、事前質疑がございます。

被災者支援システムについてを議題といたします。

野呂委員、説明をお願いします。

○副委員長（野呂和久君） それでは、被災者台帳は災害発生時の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳で、災害対策基本法第9条の3第1項に市町村の長が作成するとされています。

1995年の阪神・淡路大震災で兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、現

在、全国の地方自治体に無償で公開、提供されています。

1つ目として、本市は被災者台帳、被災者支援システムを導入されていますか。昨年の広島土砂災害や今般の熊本地震において、このシステムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切にされていなかったため、いざというとき十分に使えなかったという事例も発生しております。

2つ目の質問として、本市の災害時の運用に当たっては、現在、準備等の状況はどうでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、執行部の答弁を求めます。

○防災安全課長（日比野慎治君） 2つの質疑が関連するため、あわせてお答えをいたします。

本市が導入している被災者支援システムは、西宮市が開発し、それを岐阜県市町村行政情報センターがカスタマイズしたものを使用しております。

具体的には、住屋等の被災状況を住民情報端末に連動している被災者支援システムへ入力して、被災者台帳を整備し、その情報を使用して罹災証明書を発行することになります。

委員御指摘のように適切に運用できないことが問題視されておりますので、今年度は防災訓練を含め2回の運用訓練を実施し、スムーズに運用できるように備えています。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、質疑はよろしいですか、追加の。

○副委員長（野呂和久君） 済みません、その具体的な運用の準備というのは、例えばどういう……。

○防災安全課長（日比野慎治君） もう既にシステムは導入済みで、それを使えるような訓練を行っておるということでございます。

○副委員長（野呂和久君） 具体的にはどのような訓練を行っておりますか。

○防災安全課長（日比野慎治君） 仮の被災状況等を私どものほうで設定しまして、それを端末で入力して罹災証明を発行するという一連の業務の流れを順番に実施しております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかの委員の方で、質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、発言がないようですので、この件に関して終了いたします。

以降の議事につきましては、委員のみで協議しますので、執行部の皆様は御退席ください。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後0時09分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、休憩といたします。午後から引き続き総務企画委員会、午後1時15分から再

開いたしますので、よろしくお願いいたします。では、休憩といたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時13分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、市長公室長のほうから発言を求められておりますので、お願いいたします。

○市長公室長（前田伸寿君） 先ほどの議案第67号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑の中で、介護時間について、どれだけから取得できるかというところのお答えで15分ということを申し上げましたが、基本的には30分からと、30分単位でということに対応してまいります。有給休暇等については15分単位でとれるという形でございますので訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 壽君） この件については特にございませんですね。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございました。

それでは次に、協議事項1. 常任委員会での課題抽出についてを議題といたします。

今回の一般質問や秋の議会報告会を通じまして、総務企画委員会で取り上げて調査・研究していくべき課題だと思われるものがあれば、御意見をお願いいたします。

お手元に資料がございますので、これは議会報告会の資料でございますが、参考にしながらお願いしたいと思います。

議会報告会では、総務企画委員会所管として、防災について3点ほどございますが、震災対策、それから防災ハザードマップの市民再認識、災害時における市民避難行動計画の市民周知、それからそのほかには西可児駅前の活性化について、名城大学撤退問題について、選挙公費負担についてとございました。これらを参考にしながらお願いしたいと思います。

あと、一般質問のほうは皆さん御承知だと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件について、御意見をお願いしたいと思います。

○副委員長（野呂和久君） 9月の委員会でも、特に防災について委員会としては特化して進めていきたいということで皆様の意見の一致をいただいていたというふうに記憶しておりますので、防災ということで震災対策についてということについて取り上げていったらどうかと思います。

あと、同じく9月の議案でもありましたが、選挙公費の負担についても今後検討をしていくというような、たしかお話があったと思います。この件につきましては、可児委員がたしか提案されたと思いますので、可児委員の御意見もお伺いしながらでどうでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） ただいま野呂副委員長のほうから震災対策、防災についてさらに深めていくということと、先回の委員会でも出ました選挙公費負担について、これについて検討していくという御意見をいただきました。

ちょっと可児委員に御意見を求めてくれということでしたので、お願いします。

○委員（可児慶志君） 選挙の公費負担についてですが、特に今回の改正の中でちょっと気になったのは、やっぱりポスターの作成費が大幅に一人一人の候補者によって格差があり過ぎるので、これはちょっと市民目線で見たとときに疑念が抱かれるのではないかなという気がする。具体的な算出基準とか何かについては、また選挙管理委員会と協議しながら皆さんと相談していきたいと思っていますが、3月議会ぐらいに、そう難しい話じゃないので、出せないかなあと思いますけど。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

そのほか御意見ございましたら。

○議会事務局長（吉田隆司君） 今の3月議会というのは、条例の改正を3月議会にやるという……。

○委員（可児慶志君） 案として出せるか。

○議会事務局長（吉田隆司君） それまでに、議員と選挙管理委員会と協議をして結論を出した最終形が3月議会にかけるということになるので、当然1月末ぐらいまでには結論を出しておかないとということになります。

○委員（可児慶志君） 先に言うけど、案そのものはさほど難しい問題じゃないので、金額だけの問題なので、手続上の問題がどの程度かかるかだけの話じゃないかなという気がする。まあもうちょっと、じゃあ何月というのはめどにして、我々の交代するまでの間にやっておかないといけないなあと思いますので。

○委員（林 則夫君） その件について、選挙管理委員会の課長に僕はちょっと言ったことがあるけれども、選挙なんていうものは金持ちは幾ら金を使ってもいいけれども、公費負担については公平を期せということで、5万円なら5万円ということで実費で払うなり、そういうふうに一遍考えてみろと言っておいたんですが、あくまで公平という形で。そういうことを言うておきました。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件、今の2件上げていただきましたけど、それ以外の件でありましたら、取り上げたほうがいいという。

ただ、余り取り上げても検討していくのに深められないという点もあるかもしれませんし、この2件でよろしいですか。

[「いいです」の声あり]

では、防災も広い意味でありますし、今議長からの要請で議会BCPも作成していくということもあります。それと、一般質問でも防災について一般質問がございました。また、総務企画委員会では、当初から課題としてこれに取り組んでいくということですので、防災について深めていきたいと思います。

それと選挙公費負担について、これについても研究し、何らかの結論を出していくという

ようなことで取り組んでまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、この件につきましては終了とさせていただきますよろしいでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 追加事項というわけではないんですけど、一般質問で出た名城大学の撤退問題で、結論が出たら速やかに委員会に報告をということで、委員長から言っていたければ結構な話なんですけれど、対応だけ、当事者もいらっしやいますし。そういうことだけちょっと委員長から言っていたければ結構な話なんですけど、お願ひします。

○委員長（伊藤 壽君） ただいま名城大学について、結論が出た時点で、はっきりこちらに報告していただくようにということで述べていくということでよろしいですか。

○委員（酒井正司君） 無償譲渡した分は市長のおっしゃったように、法的な権利はないけれども、信頼関係、今年度は公的には扱えないんですが、貸与のほうは議会の議決が要るので、それは早く出してもらって、移転問題、次の移転してくるところへの便宜を図る必要があると思ひますので、その辺あわせての申し入れをしていただければと思ひます。

○委員長（伊藤 壽君） 結論を早く出すようにということですね。報告していただくということですね。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、ほかに発言がありましたらお願ひしたいと思ひますが、ありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、この件については終了とさせていただきます。

それでは次に、協議事項2. 行政視察についてでございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これも資料はお手元でございます。資料を見ていただきたいと思ひます。

一番最初に、行政視察についてという文書がございますが、過去の例がございます。昨年は兵庫県西脇市、長岡京市を視察しております。これは黒田官兵衛、それからNHKの大河ドラマの誘致ということで研修を積んでまいりました。その前は西尾市と豊橋市ということで、ファシリティーマネジメントですね、これを中心に視察をしてまいりました。

今回は、前回少しお話ししましたが、防災、災害対応ということで視察をしたいと思ひます。

まず、その資料からですが、三重県の紀宝町ですね、ここでタイムラインを設定した防災計画がつくられておりますし、それに対応した避難訓練をされております。直接住民の皆さんと一体となった防災訓練をされているということで、少しいろんなところで議員のほうからも出ておりますが、そうした市民を巻き込んだ、市民と行政と一体になった防災訓練というようなお話もあります。そうした中で、こうした先進といいますか、取り組んでみえるところを視察して生かしていきたいなというふうに思ひます。

あとは、三重県大紀町でありますとか豊橋市、それから岡崎市へ状況を事務局のほうから

お伺いしてもらいましたら、こうした大変な資料を送られてまいりました。岡崎市も可児市の集中豪雨の少し前に集中豪雨に遭って甚大な被害が発生しております。そうした対応等もしっかり取り組んでみえますので、こうした市町村を参考に防災についての対応を深めてまいりたいというふうに思っております。できれば、紀宝町とあと1カ所、岡崎市あたりを視察できればなあというふうには考えております。

それで、そうしたところでよろしいかどうか伺いたいと思いますが、視察先は、詳細につきましては委員長・副委員長に一任していただきたいということですが、それでよろしいかどうか伺いたいと思います、まず。

〔「お願いします」の声あり〕

はい。済みません、よろしく申し上げます。

あと日程ですが、最初の文書の裏面にございます。今年度中に視察をしたいとなりますと、1月の後半から2月の中旬ということになります。また、1月の前半は年の初め等でいろいろ行事が重なるといいますし、2月後半に行きますと、3月議会がもう準備がいろいろ始まってくると思いますので、この期間しかないのかなというふうに思いますし、また議長がお見えですんで、議長公務といえますか、議長としての仕事も多くありますので、このあたりしかないのかなというふうに思います。

つきましては、このあたりで御希望の日、1泊を想定で予定を事務局のほうへ12月20日までに出していただくようお願いしたいと思います。

それを合わせまして調整して、これにつきましても正・副委員長で日程を確定させていきたいと思います。もし1泊が不可能なら日帰りということで計画をしてみたいと思います。日帰りの場合は、近隣、愛知県程度になるといいますが、よろしくお伺いしたいと思います。

ということでよろしいでしょうか。何か御意見ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ、済みません、そういうことでお願いしますし、またもし視察、それからほかに御意見ございましたら、この日程の下の欄に記入して提出をお願いします。では、よろしくお伺いします。

以上で決められた案件は終了としますが、このほか何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、何もないうでございますので、本日の総務企画委員会を終了としてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ済みません、以上で本日の総務企画委員会の案件は全て終わりました。これで総務企画委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時28分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 12 月 14 日

可児市総務企画委員会委員長